

資料編

地下街防災推進事業

01)地下街防災推進事業の創設・目的	1
02)地下街防災推進計画の内容・記載項目	2
03)補助内容.....	35
04)制度拡充の経緯	37

01)地下街防災推進事業の創設・目的

都市における重要な歩行者ネットワークを形成している地下街は全国の拠点駅頭に存在し、利用者も多数に上っており、首都直下地震等の大規模地震が発生した場合には、利用者等が避難時に混乱状態となることが懸念される。また、天井板等の老朽化が進んでいることに加え、利用者のみならず、駅等からの避難者の流入も想定される。

国土交通省では、大規模地震発生時や浸水時における安心な避難空間を確保し、災害に強い都市の形成を図るため、平成26年度より地下街防災推進事業を創設し、地下街管理者等が行う防災対策を支援している。

地下街防災推進事業は、平成 26 年度に策定された本ガイドラインを基に、地下街管理者等の行う、天井板等の地下街設備の安全点検や、周辺の鉄道駅等との連携した地下街の防災対策のための計画の策定を支援するとともに、計画に基づく避難通路や地下街設備の改修を支援することで、民間投資を通じた地下街の防災対策の充実を図ることを目的とする。

02)地下街防災推進計画の内容・記載項目

地下街防災推進事業を実施しようとする地下街管理会社又は協議会は、地下街防災推進計画を策定し、国土交通大臣の同意を得る必要がある。

また、地下街管理会社又は協議会が地下街防災計画を策定し、国土交通大臣の同意を得ようとする時は、予め地方公共団体に協議し、その同意を得る必要がある。

大臣が同意した地下街防災推進計画については、地下街管理会社又は協議会は公表するものとする。

地下街防災推進計画について変更する場合には、上記を準用する。ただし、地下街管理会社・協議会の代表者及び構成員や防災管理責任者及び管理体制を変更する場合は、国土交通大臣への届出だけで構わない。

なお、地下街防災推進計画の記載項目は、以下の通りである。

1. 地下街の名称、位置、区域及び面積
2. 地下街管理会社の代表者 又は 協議会の代表者及び構成員
3. 防災管理責任者及び管理体制
4. 安全点検・調査結果
5. 地下街防災推進事業において行われる補助対象事業
6. 補助対象事業の計画期間、概算事業費及びその財源の見込み
7. 関連事業
8. 避難誘導計画

次頁以降に、地下街防災推進計画の作成例を示す。

◆作成例リスト

【作成例1】

安全点検・調査、避難検討、計画策定まで実施する年度に作成するケース

【作成例2】

安全点検・調査、避難検討、計画策定及び天井改修を実施する年度に作成するケース

【作成例3】

耐震補強[※]、天井改修を複数年度に渡って実施する場合に作成するケース

※耐震診断は土木（鉄道）系診断基準にて実施済み

【作成例4】

耐震補強[※]、天井改修を複数年度に渡って実施する場合に作成するケース

※耐震診断は建築系耐震診断基準にて実施済み

【作成例1】

安全点検・調査、避難検討、計画策定まで実施する年度に
作成する地下街防災推進計画の例

〇〇地下街防災推進計画（当初※）

※本計画を更新する場合は、「変更」

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地下街株式会社

1. 地下街の名称、位置、区域及び面積			
地下街の名称	〇〇地下街		
地下街の位置	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇		
地下街の区域	<p>【区域図作成上の留意点】</p> <p>以下、書ける範囲で記載をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ねの方位 ・出入り口が通じている先の明示 ・階段幅、通路幅(m) ※分かる範囲で ・避難経路、避難口 ※決まっている場合で、書ける範囲で 		
全体的面積	〇〇, 〇〇〇㎡	地下通路面積	〇, 〇〇〇㎡
		その他(機械室・電気室)	〇〇〇㎡

2. 地下街管理会社の代表者	〇〇地下街株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
3. 防災管理責任者及び管理体制	<p>地下街管理委員会・自衛消防隊長 〇〇 〇〇</p> <p>防災管理責任者 地下街管理委員会・自衛消防隊長 〇〇 〇〇</p> <p>管理体制</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[地下街管理委員会・自衛消防隊長] --- B[副隊長 (総括防火管理者)] B --- C[指揮係 自衛消防隊の指揮および隊長の補佐にあたる。] B --- D[通報連絡係 通報：消防機関に関する通報、その確認にあたる。 連絡：街内、構内への出火の連絡、消防隊への情報の提供、関係部署への連絡等] B --- E[消火係 初期消火作業および消火の指揮にあたる。] B --- F[避難誘導係 誘導：避難者の誘導にあたる。 非常口：非常口を開放し避難者の誘導にあたる。 避難器具：避難器具を操作し、避難誘導にあたる。] B --- G[救助係 負傷者、非救援者の応急処置にあたる。] B --- H[保護安全係 設備関係：機械・電気・ガス・危険物設備・その他の設備の安全措置にあたる。 その他：防災センターの運用、排煙設備等の操作。] </pre> </div>

4. 安全点検・調査結果	
耐震診断結果	—
天井(全量)点検結果	—
5. 地下街防災推進事業において行われる補助対象事業	
1) 安全点検・調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況調査：既存資料収集・整理、現地調査、図面作成（CAD化含む） ・ 構造物の耐震検討：劣化度調査、耐震診断、耐震補強検討 ・ 非構造部材の安全性検討：点検計画策定、外観目視、天井点検（全量点検口）、改修検討
2) 避難検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難に係る施設の状況把握 ・ 避難シミュレーション（市販のソフトを使用予定） ・ 避難計画の検討 ・ 避難安全対策の検討
3) 計画作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1) 2) の結果を基に、整備手法、年次計画等ととりまとめ、本地下街防災推進計画を更新する。
6. 補助対象事業の計画期間、概算事業費	
1) 補助対象事業の計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成〇〇年度
2) 補助対象事業の概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全点検・調査費【〇〇百万円】※下記の内訳【カッコ内】(〇百万円)は書ける範囲で記載してください。 ・ 現況調査〇百万円：既存資料収集・整理(〇百万円)、現地調査(〇百万円)、図面作成（CAD化含む）(〇百万円) ・ 構造物の耐震検討〇〇百万円：劣化度調査(〇百万円)、耐震診断(〇百万円)、耐震補強検討(〇百万円) ・ 非構造部材の安全性検討〇〇百万円：点検計画策定(〇百万円)、外観目視及び天井全量点検(〇〇百万円)、改修検討(〇百万円) (2) 避難検討費【〇〇百万円】 ・ 避難に係る施設の状況把握〇百万円 ・ 避難シミュレーション〇百万円 ・ 避難計画の検討：〇百万円

	<p>・避難安全対策の検討：〇百万円 (3) 計画作成費【〇万円】</p>
7. 関連事業	<p>●● 駅周辺地域都市再生安全確保計画に基づき、帰宅困難者対策として次の取組を実施済み（平成25年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄物資の確保・提供ルールの作成、 ・ 既存施設を活用した備蓄倉庫の確保
8. 避難誘導計画	<p>○ 災害等緊急を要する事態が発生した場合の基本的な避難誘導の考え方</p> <p>(1) 避難誘導に関する基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地下街においては、地震の発生時に街内滞在者を一時避難誘導する広場などが地下街内にないことから、即時の安全行動とパニックを防止するため、放送等により、地下街及び地上の安全が確認されるまでの間、現在地にとどまるよう伝えるとともに地下街全体の被災状況の確認と負傷者の救助を最優先に行う。 ・ 地下街及び地上の安全を確認した後、〇〇区が指定する近接する広域避難場所である〇〇公園に誘導する。 ・ 広域避難場所に誘導する場合、来街者を優先して避難誘導（特に弱者には最大限の配慮で対応）を行う。 <p>(2) 避難方法、避難経路についての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導の際には、放送設備や拡声器などを用いて現在地にとどまるよう伝えるときに、地震の状況や地上の状況などについても逐次伝えるときに、事前に制作していた地上の安全が確認された際に避難する広域避難場所である〇〇公園までの避難経路及び出口を記した避難路マップを配布する。 ・ 広域避難場所への誘導にあたっては、出口に集中することに伴うパニックを防止するため、避難誘導班が出口近傍において避難誘導を行う。 <p>(3) 情報収集・情報伝達に関する体制、内容についての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災管理責任者（自衛消防隊長）及び通報連絡係は、関係機関から、ラジオ放送やインターネット等により災害情報、道路状況、交通情報などを入手するとともに、来街者や社員、テナントへ、パニック防止などの安全確保を図るため、放送などを通じて、来街者や社員、テナントへ情報提供を適切に行い、地上の安全が確認されるまで館内に「とどまる」支援に努める。 ・ 放送等により、災害情報、鉄道・代替輸送等交通情報及び避難場所等の情報伝達を適宜実施し、周知を行う。

【作成例2】

安全点検・調査、避難検討、計画策定及び天井改修を実施する年度に
作成する地下街防災推進計画の例

〇〇地下街防災推進計画（当初※）

※本計画を更新する場合は、「変更」

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地下街株式会社

1. 地下街の名称、位置、区域及び面積			
地下街の名称	〇〇地下街		
地下街の位置	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇		
地下街の区域	<p>【区域図作成上の留意点】</p> <p>以下、書ける範囲で記載をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ねの方位 ・出入口が通じている先の明示 ・階段幅、通路幅(m) ※分かる範囲で ・避難経路、避難口 ※決まっている場合で、書ける範囲で 		
全体的面積	〇〇, 〇〇〇㎡	地下通路面積	〇, 〇〇〇㎡
		その他 (機械室・電気室)	〇〇〇㎡

2. 地下街管理会社の代表者	〇〇地下街株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
3. 防災管理責任者及び管理体制	<p>地下街管理委員会・自衛消防隊長 〇〇 〇〇</p> <p>防災管理責任者 地下街管理委員会・自衛消防隊長 〇〇 〇〇</p> <p>管理体制</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[地下街管理委員会・自衛消防隊長] --> B[副隊長 (総括防火管理者)] B --> C[指揮係] B --> D[通報連絡係] B --> E[消火係] B --> F[避難誘導係] B --> G[救助係] B --> H[保護安全係] </pre> </div> <p>指揮係 自衛消防隊の指揮および隊長の補佐にあたる。</p> <p>通報連絡係 通報：消防機関に関する通報、その確認にあたる。 連絡：街内、構内への出火の連絡、消防隊への情報の提供、関係部署への連絡等</p> <p>消火係 初期消火作業および消火の指揮にあたる。</p> <p>避難誘導係 誘導：避難者の誘導にあたる。 非常口：非常口を開放し避難者の誘導にあたる。 避難器具：避難器具を操作し、避難誘導にあたる。</p> <p>救助係 負傷者、非救援者の応急処置にあたる。</p> <p>保護安全係 設備関係：機械・電気・ガス・危険物設備・その他の設備の安全措置にあたる。 その他：防災センターの運用、排煙設備等の操作。</p>

4. 安全点検・調査結果	
耐震診断結果	—
天井（全量）点検結果	—
5. 地下街防災推進事業において行われる補助対象事業	
1) 安全点検・調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況調査：既存資料収集・整理、現地調査、図面作成（CAD化含む） ・ 構造物の耐震検討：劣化度調査、耐震診断、耐震補強検討 ・ 非構造部材の安全性検討：点検計画策定、外観目視、天井点検（全量点検口）、全量点検をふまえた追加調査、 改修検討
2) 避難検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難に係る施設の状況把握 ・ 避難シミュレーション（市販のソフトを使用予定） ・ 避難計画の検討 ・ 避難安全対策の検討
3) 計画作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1) 2) の結果を基に、整備手法、年次計画等ととりまとめ、本地下街防災推進計画を更新する。
4) 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天井改修 1) の「非構造部材の安全性検討」の結果を基に、改修が必要な範囲については、天井材（吊りボルト～天井板までの全て）の取替を実施する予定。（具体的内容については、本計画更新時に記載する）
6. 補助対象事業の計画期間、概算事業費	
1) 補助対象事業の計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度
2) 補助対象事業の概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全点検・調査費【〇〇百万円】※下記の内訳カツコ内【〇〇百万円】は書ける範囲で記載してください。 ・ 現況調査〇百万円：既存資料収集・整理（〇百万円）、現地調査（〇百万円）、図面作成（CAD化含む）（〇百万円） ・ 構造物の耐震検討〇〇百万円：劣化度調査（〇百万円）、耐震診断（〇百万円）、耐震補強検討（〇百万円） ・ 非構造部材の安全性検討〇〇百万円：点検計画策定（〇百万円）、外観目視及び天井全量点検（〇百万円）、追加調査（〇百万円）

	<p>万円)、改修検討(〇百万円)</p> <p>(2) 避難検討費【〇〇百万円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に係る施設の状況把握〇百万円 ・避難シミュレーション〇百万円 ・避難計画の検討：〇百万円 ・避難安全対策の検討：〇百万円 <p>(3) 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備【〇〇〇百万】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天井改修〇〇〇百万円 	
7. 関連事業		
○都市安全確保 促進事業（エリア 防災促進事業）	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅周辺地域都市再生安全確保計画に基づき、帰宅困難者対策として次の取組を実施済み（平成25年度） ・ 備蓄物資の確保・提供ルールの作成 ・ 既存施設を活用した備蓄倉庫の確保 	
8. 避難誘導計画		
○災害等緊急を要する事態が発生した場合の基本的な避難誘導の考え方	<p>(1) 避難誘導に関する基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地下街においては、地震の発生時に街内滞行者等を一時避難誘導する広場などが地下街内になく、即時の安全行動とパニックを防止するため、放送等により、地下街及び地上の安全が確認されるまでの間、現在地にとどまるよう伝えるとともに地下街全体の被災状況の確認と負傷者の救助を最優先に行う。 ・ 地下街及び地上の安全を確認した後、〇〇区が指定する近接する広域避難場所である〇〇公園に誘導する。 ・ 広域避難場所に誘導する場合、来街者を優先して避難誘導（特に身障者、高齢者、外国人、乳幼児、妊婦などには最大限の配慮で対応）を行う。 <p>(2) 避難方法、避難経路についての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導の際には、地下街規模が小さいというメリットを生かして、放送設備や拡声器などを用いて現在地にとどまるよう伝えるとともに、地震の状況や地上の状況などについても逐次伝えるとともに、事前に制作していた地上の安全が確認された際に避難する広域避難場所である〇〇公園までの避難経路及び出口を記した避難路マップを 	

		<p>配布する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難所への誘導にあたっては、出口に集中することに伴うパニックを防止するため、避難誘導班が出口近傍において避難誘導を行う。 <p>(3) 情報収集・情報伝達に関する体制、内容についての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災管理責任者（自衛消防隊長）及び通報連絡係は、関係機関から、ラジオ放送やインターネット等により災害情報、道路状況、交通情報などを入手するとともに、来街者や社員、テナントへ、パニック防止などの安全確保を図るため、放送などを通じて、来街者や社員、テナントへ情報提供を適切に行い、地上の安全が確認されるまで館内に「とどまる」支援に努める。 ・放送等により、災害情報、鉄道・代替輸送等交通情報及び避難場所等の情報伝達を適宜実施し、周知を行う。
--	--	---

【作成例3】

耐震補強※、天井改修を複数年度に渡って実施する場合に
作成する地下街防災推進計画の例


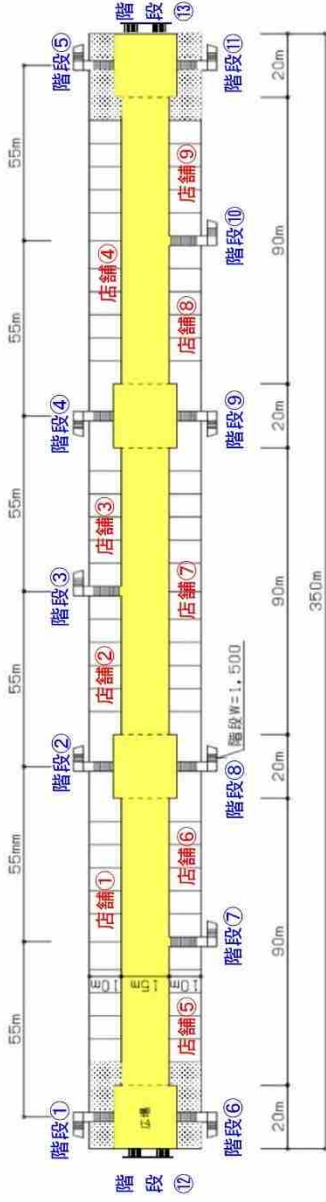
※耐震診断は土木（鉄道）系診断基準にて実施済み

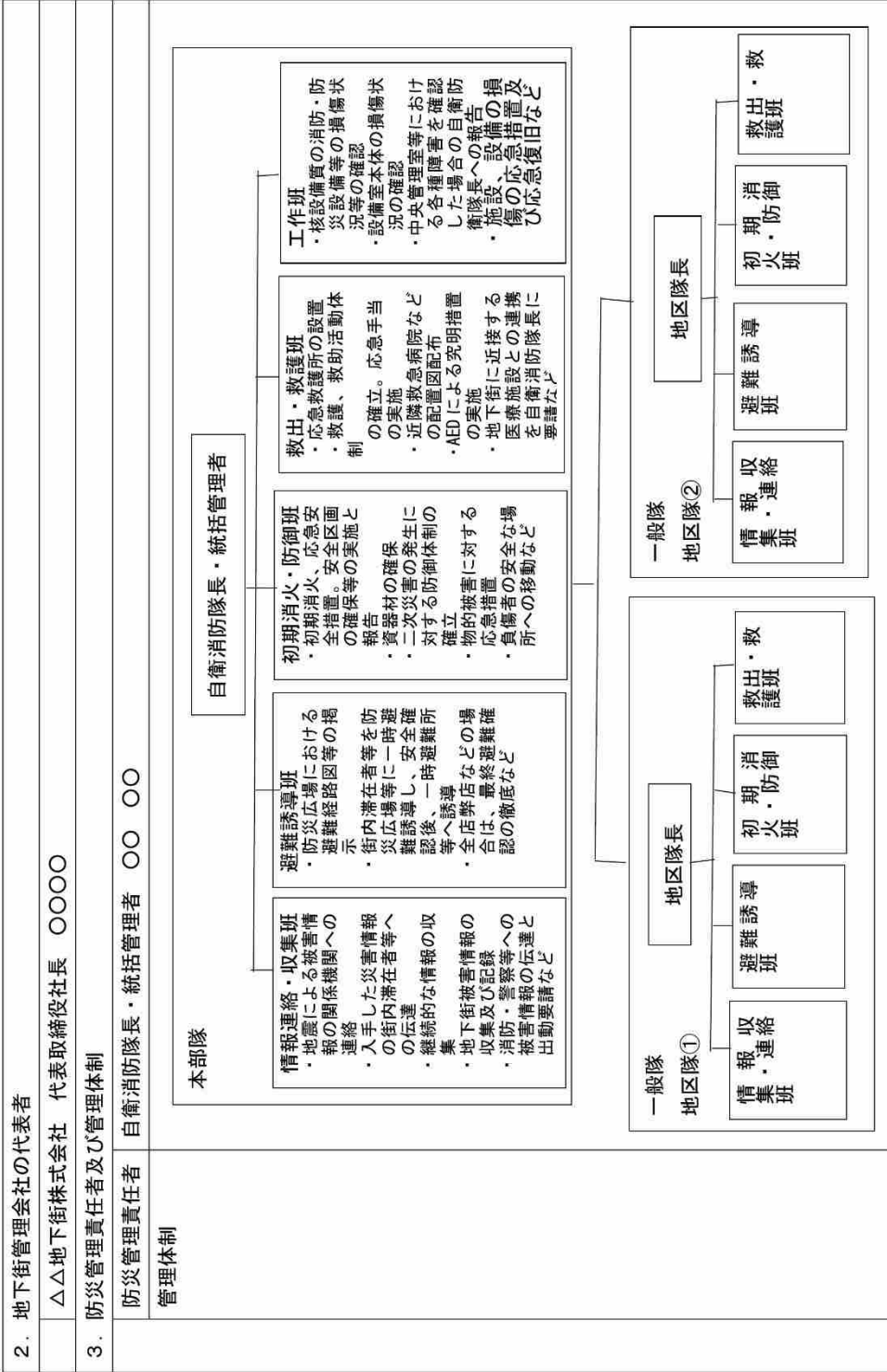
〇〇地下街防災推進計画（当初※）

※本計画を更新する場合は、「変更」

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地下街株式会社

1. 地下街の名称、位置、区域及び面積					
地下街の名称	〇〇地下街				
地下街の位置	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇				
地下街の区域	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>【区域図作成上の留意点】</p> <p>以下、書ける範囲で記載をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 概ねの方位 • 出入り口が通じている先の明示 • 階段幅、通路幅(m) ※分かる範囲で • 避難経路、避難口 ※決まっている場合で、書ける範囲で </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  <p>階段①～⑪市道〇〇号線歩道へ 階段⑫、⑬は下の地下鉄〇〇線コンコースへ</p> </div>				
全体面積	〇〇, 〇〇〇㎡	地下通路面積	〇, 〇〇〇㎡	その他(機械室・電気室)	〇〇〇㎡



4. 安全点検・調査結果

耐震診断結果

・平成●●年度に実施した土木（鉄道）系診断基準に基づく耐震診断結果を下表に示す。
柱に対する破壊形態の照査（曲げ破壊先行=曲げ破壊時のせん断力 V_{mu} ÷ 柱のせん断耐力 V_{yd} ）を実施した結果、一部の柱がせん断破壊先行型（ $V_{mu}/V_{yd} > 1.0$ ）となり、耐震補強が必要であることが判明。

① 地盤条件の確認結果

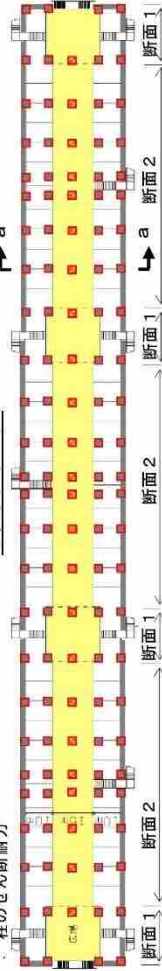
大規模地震時の層間変位量が60mmであり、地盤変位を起こしやすい地盤条件と判断。

② 柱の耐震診断結果

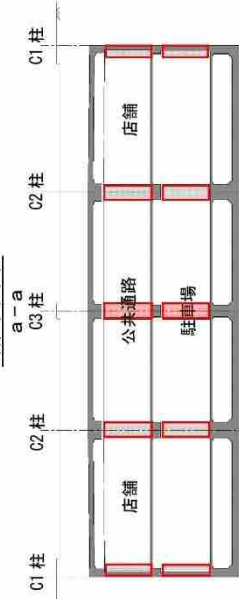
階数	B1F				B2F				
	断面1		断面2		断面1		断面2		
柱番号	C1柱	C2柱	C3柱	C1柱	C2柱	C3柱	C1柱	C2柱	C3柱
本数	16本	16本	6本	36本	16本	6本	36本	36本	18本
V_{mu}	630.00	630.00	520.00	600.00	680.00	570.00	650.00	650.00	550.00
V_{yd}	650.00	700.00	400.00	650.00	700.00	450.00	700.00	750.00	450.00
V_{mu}/V_{yd}	0.97	0.90	1.30	0.92	0.97	1.25	0.93	0.87	1.22
破壊形態	-	曲げ破壊	せん断破壊	曲げ破壊	曲げ破壊	せん断破壊	曲げ破壊	せん断破壊	せん断破壊
耐震補強の要否	不要	不要	要補強	不要	不要	要補強	不要	不要	要補強

ここで、 V_{mu} ：柱の曲げ破壊時のせん断力
 V_{yd} ：柱のせん断耐力

平面図 (B1F)



断面図



照査結果凡例



調査箇所 NO	点検項目											
	天井の外観目視調査					天井内目視調査						
	①天井 仕上材	②天井 面設置器具 (建築)	③天井 面設置器具 (設備)	④エキ スパンシ ョ ンシ ョ イ ン ト 周 辺	①天井 内状況	②天井 吊りボ ルト	③天井 下地材	④天井 設置器 具 (建 築)	⑤天井 内電 気設 備	⑥天井 内機 会設 備 (給 排 水 ・ 空 調)	⑦エキ スパン シ ョ ン シ ョ イ ン ト 周 辺	⑧構 造物 の状 況
N01				※1						※2	※3	
N02						※4						
N03												
N04							※5				※6	
N05												
N06	※7											
N07		※9					※8	※10			※11	
N08									※13			※14
N09		※15					※17					※18
N010							※19					
.			.						.			.
.			.						.			.
NO. n												

※全量の点検結果を記載

- ※ 1 : EXP. J 廻りの漏水による発錆や天井材の下がり
- ※ 2 : 漏水跡
- ※ 3 : 漏水による白華現象
- ※ 4 : 吊りボルトの欠損、発錆
- ※ 5 : 一部の吊材の切断と野縁受けと吊りボルトが溶接で接続
- ※ 6 : 躯体天井部に白華現象
- ※ 7 : 漏水による点検口付近の天井材の染み、たわみ
- ※ 8 : 防水版設置のため、吊りボルト上部を切断し鋼材に接続
- ※ 9 : 漏水による天井枠の歪み
- ※ 10 : 漏水による腐食で野縁が切断
- ※ 11 : 漏水による白華現象
- ※ 12 : 吊りボルトの分岐
- ※ 13 : 漏水によるシャッター廻りの鋼材の発錆
- ※ 14 : 天井区対面一部にはつり跡またはがジャンカ
- ※ 15 : 漏水による発錆、凹み
- ※ 16 : 配管や機器が複数共吊り
- ※ 17 : 漏水による鋼材の発錆
- ※ 18 : 天井や壁の漏水跡及び躯体壁側のジャンカ
- ※ 19 : 分岐した吊りボルトへの配管の共吊り

・点検結果の評価

点検の結果、「緊急に対策が必要」、「要対策」、「要定期点検」、「対策不要」
など、対処方法を決定にした根拠や考え方を具体・簡潔に記載

5. 地下街防災推進事業において行われる補助対象事業	
1) 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 補強が必要と診断されたC3柱について、複数の工法（〇〇工法、〇〇工法、〇〇工法）を比較検討した結果、〇〇（←工法選定理由）からRB（リブバー）耐震補強工法を採用し、補強する。 天井改修 <p>地下通路部分及び機械室・電気室において、全ての天井材（吊りボルト～天井板までの全て）の取替を実施する。</p>
2) 避難施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 停電時においても避難経路が明示でききよう、高輝度の蓄光シールを設置する。 地震時における防災情報伝達において、一部館内方法が届きにくい箇所が存在するため、スピーカーを増設。
6. 補助対象事業の計画期間、概算事業費	
1) 補助対象事業の計画期間	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度：耐震補強 平成27年度：天井改修、高輝度蓄光シール、スピーカー増設
2) 補助対象事業の概算事業費	<p>(1) 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備【〇〇〇百万】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震補強〇〇〇百万円 天井改修〇〇〇百万円 <p>(2) 避難設備の設置【〇〇万円】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高輝度蓄光シール〇〇万円 スピーカー増設〇〇万円
7. 関連事業	
○△△駅周辺地区都市再生安全確保計画	<p>■都市再生安全確保施設に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難経路の整備（H26～29年度） 一時滞在施設の整備（H26～29年度） 一時退避場所の整備（H25～29年度） 備蓄倉庫の整備（H27～31年度）

<p>8. 避難誘導計画</p>	<p>○災害等緊急を要する事態が発生した場合の基本的な避難誘導の考え方</p>	<p>(1) 避難誘導に関する基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該地下街においては、地下街内に防災広場を整備していることから、地震の発生時に街内滞在者による即時の安全行動とパニックを防止するため、放送や蓄光板等を活用して、地下街及び地上の安全が確認されるまでの間、防災広場に一時避難するよう伝えるとともに誘導を行う。 ・あわせて、地下街全体の被災状況の確認と負傷者の救助を最優先に行う。 ・地下街及び地上の安全を確認した後、〇〇市が指定する広域避難場所である〇〇公園に誘導する。 ・広域避難場所に誘導する場合、来街者を優先して避難誘導（特に身障者、高齢者、外国人、乳幼児、妊婦などには最大限の配慮で対応）を行う。 <p>(2) 避難方法、避難経路についての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導の際には、地下街規模が中規模であることから、防災広場において広域避難場所への避難ルートなどを記したパネルを掲示するとともに、事前に制作していた地上の安全が確認された際に避難する広域避難場所である〇〇公園までの避難経路及び出口を記した避難路マップを配布する。また、避難経路をわかりやすく提示するため蓄光板等も有効に活用する。 ・あわせて、放送設備や新たに設置するデジタルサイネージなどを用いて、地震の状況や地上の状況などについても逐次伝える ・広域避難所への誘導にあたっては、出口に集中することに伴うパニックを防止するため、避難誘導班が出口近傍において避難誘導を行う <p>(3) 情報収集・情報伝達に関する体制、内容についての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災管理責任者（自衛消防隊長）及び通報連絡係は、関係機関から、ラジオ放送やインターネット及び新たに導入するMCA無線機等により災害情報、道路状況、交通情報などを入手するとともに、来街者や社員、テナントへ、パニック防止などの安全確保を図るため、放送やデジタルサイネージなどを通じて、来街者や社員、テナントへ情報提供を適切に行い、地上の安全が確認されるまで館内に「とどまる」支援に努める。 ・放送等により、災害情報、鉄道・代替輸送等交通情報及び避難場所等の情報伝達を適宜実施し、周知を行う。
------------------	---	---

【作成例4】

耐震補強※、天井改修を複数年度に渡って実施する場合に
作成する地下街防災推進計画の例

※耐震診断は建築系耐震診断基準にて実施済み

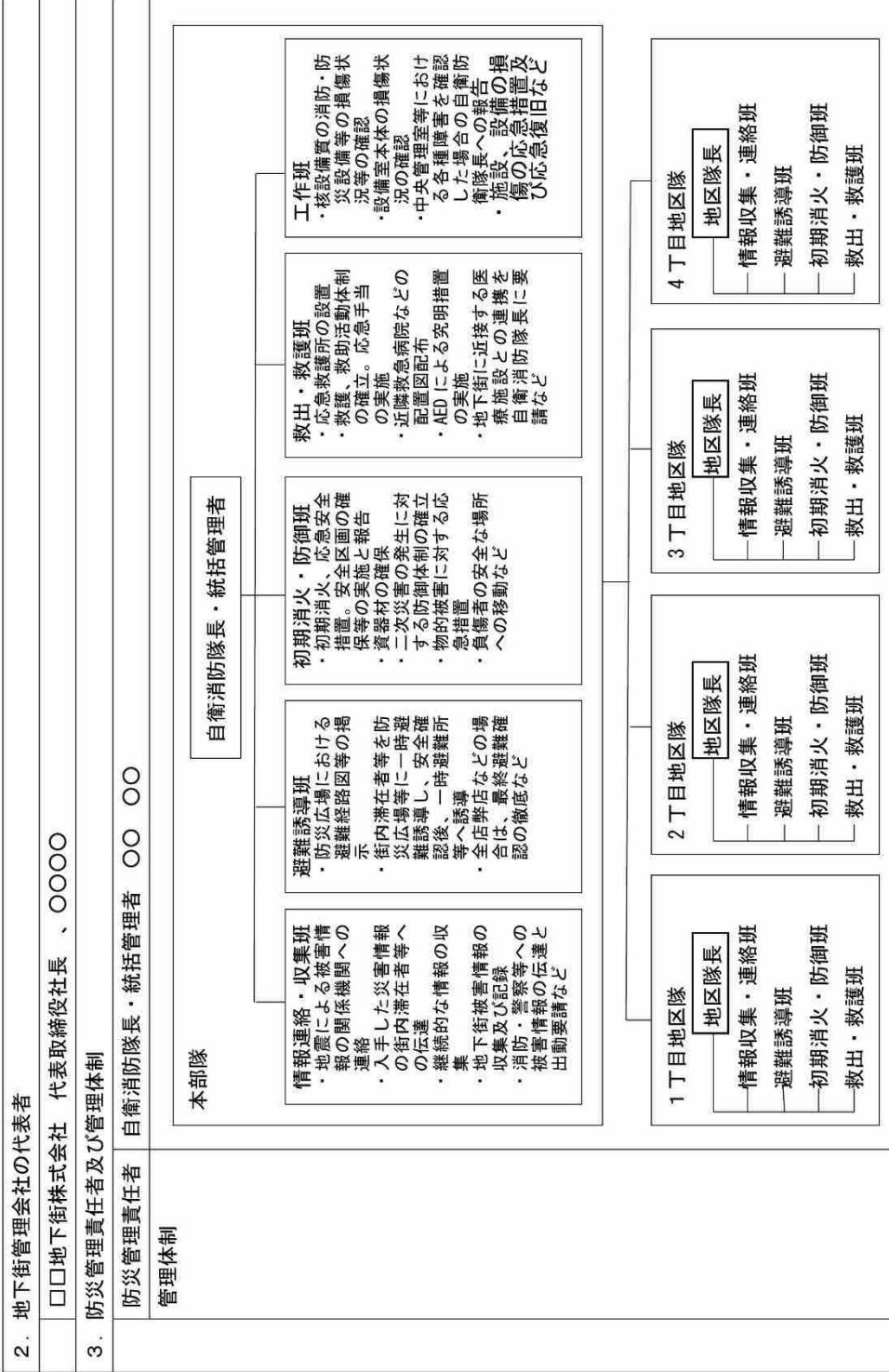
〇〇地下街防災推進計画（当初※）

※本計画を更新する場合は、「変更」

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地下街株式会社

1. 地下街の名称、位置、区域及び面積			
地下街の名称	□□地下街		
地下街の位置	〇〇市〇〇区〇〇町1-1		
地下街の区域	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>【区域図作成上の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下、書ける範囲で記載をお願いします。 ・廊下の方位 ・出入り口が通じている先の明示 ・階段幅、通路幅(m) ※分かる範囲で ・避難経路、避難口 ※決まっている場合で、書ける範囲で </div>		
全体面積	〇〇, 〇〇〇㎡	地下通路面積	〇, 〇〇〇㎡
		その他(機械室・電気室)	〇〇〇㎡



4. 安全点検・調査結果

耐震診断結果

- 平成●●年度に実施した建築系耐震診断基準に基づく耐震診断結果を下表に示す。
構造躯体に対する耐震補強が必要であることを確認している。

① 構造耐震指標 (Is) 及び保有水平耐力に係る指標 (q) による判定結果

耐震診断結果 (X方向)

階	Wi (kN)	AI	Qu (kN)	F	E0	Fes	T	Is	q	判定
B1F	197,000	1.04	106,000	1.00	0.68	1.50	1.00	0.46	1.52	NG
B2F	222,000	1.00	114,000	1.00	0.68	1.50	1.00	0.46	1.52	NG

耐震診断結果 (Y方向)

階	Wi (kN)	AI	Qu (kN)	F	E0	Fes	T	Is	q	判定
B1F	197,000	1.04	60,000	1.00	0.49	1.40	1.00	0.35	1.16	NG
B2F	222,000	1.00	71,000	1.00	0.49	1.40	1.00	0.35	1.17	NG

ここで、
 Wi : 階より上部の建築物重量の和
 AI : 地震震せん断力の分布係数
 Qu : 保有水平耐力
 F : 総自重
 Fes : 構造耐震指標
 T : 総自重
 Is : 構造耐震指標
 q : 保有性能基本指標



② 中柱に対する第2種構造要素の検討結果

- 第2種構造要素の検討を行った結果、全ての柱が第2種構造要素ではないことを確認
 (平面図の印箇所を想定した検討結果を以下に記述 ※全ての柱ごとの検討結果を列記)

第2種構造要素の判定結果 (地震方向: X方向 ※本例示ではY方向も同結果) 判定… (∠IN ≤ ∑Q) かつ (∑ND+NL ≤ NR+NRw) ならばOK

対象柱	F		NL (kN)		Nr (kN)		Nrw (kN)		∠N (kN)		∑Q (kN)		判定	
	0.8	0.8	200.0	0.0	0.0	0.0	200.0	200.0	400.0	400.0	∠IN ≤ ∑Q	判定		
B1F	[軸力再分配]													
位置	柱番号	壁の有無	F (kN)	K (cm3)	β	NL (kN)	ND (kN)	NR (kN)	NRw (kN)	Q (kN)	∑ND+NL (kN)	NR+NRw (kN)	判定	
左	No.2	なし	1.00	5500.0	0.3548	180.0	71.0	1080.0	0.0	142.0	251.0	1080.0	OK	
右	No.3	なし	1.00	5000.0	0.3226	220.0	64.5	1080.0	0.0	129.0	339.5	1080.0	OK	
下	No.4	なし	1.00	5000.0	0.3226	200.0	64.5	1080.0	0.0	129.0	264.5	1080.0	OK	

ここで、
 F : 耐性指標
 NL : 柱軸力
 NR : 柱の残存軸耐力
 Nrw : 柱の軸力支持能力
 ND : 耐震指標
 NRw : 柱の軸力支持能力
 ∠N : 柱の残存軸耐力
 K : 柱の残存軸耐力
 β : 柱の軸力支持能力
 ∑Q : 柱の軸力支持能力
 NRw : 柱の軸力支持能力
 ND : 耐震指標
 NRw : 柱の軸力支持能力
 ∠N : 柱の残存軸耐力
 K : 柱の残存軸耐力
 β : 柱の軸力支持能力
 ∑Q : 柱の軸力支持能力
 NRw : 柱の軸力支持能力

柱ごとの検討結果を列記

天井点検結果

・平成●●年度に実施した、天井点検（点検口の全量点検）の結果を下表に示す。
 ※は、何らかの不具合があったことを示し、その内容は表下に記述している。

全量の点検結果を記載

調査箇所 NO	点検項目														
	天井の外観目視調査					天井内目視調査									
	① 天井仕上材	② 器具天井面設置（建築）	③ 器具天井面設置（設備）	④ ショッキングポイント周辺ジョイント	① 天井内状況	② 吊りボルト	③ 天井下地材	④ 天井設置器具（建築）	⑤ 天井内電気設備	⑥ 天井内空調（給排水、換気）	⑦ ショッキングポイント周辺ジョイント	⑧ 構造物の状況			
N01											※1				
N02						※2									
N03											※4				※5
N04															
N05															
N06										※6	※7				※8
N07											※9				
N08										※10					
N09	※11										※12				※13
N010										※14					
N011										※15					

- ※1：天井躯体面の一部、白華現象
- ※2：吊りボルトに配管類が共吊り
- ※3：吊りボルトが溶接により鋼材に吊られている
- ※4：漏水及び躯体などで湿潤状況
- ※5：白華現象
- ※6：ついでボルトが斜めに設置され、鋼材に点溶接
- ※7：漏水の簡易措置対策などによる残置物が折り返り重なっている
- ※8：シートなどの残置
- ※9：天井吊りボルトと証明ボックスの下部材面共吊り
- ※10：斜めに設置
- ※11：天井面に漏水対策のビニールなどが取り付けられている
- ※12：漏水による発錆
- ※13：漏水跡及び防水パンの設置
- ※14：防塵垂れ壁の押し
- ※15：溶接で分岐された吊りボルトでの配管の共吊り

調査箇所 NO	点検項目												
	天井の外観目視調査					天井内目視調査							
	①天井仕上げ材	②天井面設置器具(建築)	③天井面設置器具(設備)	④エキスパンント周辺	④エキスパンント周辺	①天井内状況	②天井吊りボルト	③天井下地材	④天井設置器具(建築)	⑤天井内電気設備	⑥天井内機(給排水、空調)	⑦エキスパンント周辺	⑧構造物の状況
N012													
N013												※16	
N014	※17												※18
N015													
N016													※19
N017												※20	※21
N018							※22						※23
N019													※24
N020													※25
N021													
N022							※26						
N023													

※16：躯体のはつり跡
 ※17：天井材に漏水跡
 ※18：躯体補箇所での漏水跡
 ※19：躯体に白濁現象及びジャンカ、はつり跡
 ※20：EXP-J付近の漏水受け周りの発錆
 ※21：柱部の断面欠損

※22：一部の吊りボルトのハンガーが野縁受けから外れている
 ※23：は吊り跡
 ※24：天井側の躯体にジャンカ
 ※25：店舗側の壁にはつり跡
 ※26：下地材の上に鋼材、ボード類等が折り重なって残置

	<p>・点検結果の評価</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">点検の結果、「緊急に対策が必要」、「要対策」、「要定期点検」、「対策不要」など、対処方法を決定にした根拠や考え方を具体・簡潔に記載</p>
<p>5. 地下街防災推進事業において行われる補助対象事業</p> <p>1) 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備</p> <p>2) 防災施設の整備</p> <p>3) 避難啓発活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補強が必要と診断された〇〇について、複数の工法（〇〇工法、〇〇工法、〇〇工法）を比較検討した結果、〇〇（←工法選定理由）から〇〇耐震補強工法を採用し、補強する。 ・天井改修 地下通路部分及び機械室・電気室において、全ての天井材（吊りボルト～天井板までの全て）の取替を実施する。 ・一時避難場所として、帰宅困難者を受け入れるために必要な電源を確保するため、停電の際にも 8-13 時間稼働が可能 な非常用発電機（1,500KVA、燃料 3,000～5,000 ㍓）に更新する。 ・地下街周辺の一時的避難場所等を示した防災マップの作成

6. 補助対象事業の計画期間、概算事業費	
1) 補助対象事業の計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度：耐震対策 ・平成27年度：天井改修、防災マップ作成 ・平成28年度：非常用発電機の更新
2) 補助対象事業の概算事業費	<p>(1) 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備【000百万円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強000百万円 ・天井改修000百万円 <p>(2) 防災設備の設置【000百万円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機の更新000百万円 <p>(3) 避難啓発活動0百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災マップ作成0百万円
7. 関連事業	
〇〇〇駅周辺地区都市再生安全確保計画	<p>■都市再生安全確保施設に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在施設の整備 (H25～26年度) ・情報伝達施設の整備 (H25～27年度) ・備蓄倉庫の整備 (H27年度)
8. 避難誘導計画	
〇災害等緊急を要する事態が発生した場合の基本的な避難誘導の考え方	<p>(1) 避難誘導に関する基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇駅周辺地区ルール（組織は組織で対応、地域が連携して対応、公的機関は地域をサポート）に則り対応する。 ・大規模な当該地下街においては、防災広場を各ブロックごとに整備していることから、地震の発生時に街内滞在者による即時の安全行動とパニックを防止するため、本部隊と地区隊が連携して放送や蓄光板等を活用して、地下街及び地上の安全が確認されるまでの間、各ブロックごとに整備されている防災広場に一時避難するよう伝えるところにも誘導を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ・あわせて、地下街全体の被災状況の確認と負傷者の救助を最優先に行う。 ・地下街及び地上の安全を確認した後、〇〇区が指定する広域避難場所である〇〇公園に誘導する。 ・広域避難場所に誘導する場合、来街者を優先して避難誘導（特に身障者、高齢者、外国人、乳幼児、妊婦などには最大限の配慮で対応）を行う。 <p>(2) 避難方法、避難経路についての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導の際には、地下街規模が大規模であることから、防災広場において広域避難場所への避難ルートなどを記したパネルを掲示するとともに、事前に制作していた地上の安全が確認された際に避難する広域避難場所である〇〇公園までの避難経路及び出口を記した避難路マップを配布する。また、避難経路をわかりやすく提示するため蓄光板等も有効に活用する。 ・あわせて、放送設備やデジタルサイネージなどを用いて、地震の状況や地上の状況などについても逐次伝える。 ・広域避難所への誘導にあたっては、出口に集中することに伴うパニックを防止するため、避難誘導班が出口近傍において避難誘導を行う。 <p>(3) 情報収集・情報伝達に関する体制、内容についての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災管理責任者（自衛消防隊長）及び通報連絡係は、関係機関から、ラジオ放送やインターネット等により災害情報、道路状況、交通情報などを入手するとともに、来街者や社員、テナントへ、パニック防止などの安全確保を図るため、放送などを通じて、来街者や社員、テナントへ情報提供を適切に行い、地上の安全が確認されるまで館内に「とどまる」支援に努める。 ・放送等により、災害情報、鉄道・代替輸送等交通情報及び避難場所等の情報伝達を適宜実施し、周知を行う。 	
--	--

03)補助内容

本制度では、以下に示す事業を補助対象とし、国が交付する補助金の額は、予算の範囲内において、地方公共団体の補助する額以内、かつ事業に要する費用の1/3以内とする。

《補助対象者》

- ・地下街管理会社又は協議会

《補助率》

- ・1/3(地方公共団体との協調補助)

《補助対象事業》

1. 地下街防災推進計画の策定

地下街防災推進計画の策定に要する以下の事業

①安全点検・調査

- ・現況調査、耐震診断等安全点検・調査

②避難検討

- ・避難検討にあたり必要な避難シミュレーション、近隣施設や店舗等との調整

③計画作成

- ・整備手法、年次計画等の地下街防災推進計画の作成

2. 地下街防災推進事業費

地下街防災推進計画に基づき実施される以下の事業

①通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備及びその整備と併せて実施する漏水対策(地下街管理会社が所有又は管理する施設に限る)

- ・通路(一般店舗等の専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く)、電気室、機械室等の公共的空間における防災性向上のための施設の整備

②避難施設、防災施設の整備

- ・避難施設(非常用照明装置、避難誘導施設、緊急時情報提供設備 等)の整備
- ・防災施設(備蓄倉庫、耐震性貯水槽、非常用発電設備 等)の整備

③避難啓発活動

- ・利用者等への避難啓発活動

④浸水防止対策(地上部に通じる給排気・排煙設備から地下街への雨水等の流入防止対策)

- ・給排気設備(開口部)の改修、排煙設備(開口部)の改修、非難時や早期復旧に資する非常用発電機の高所への整備

◆補助対象事業例

地下街管理会社等による防災対策に必要な取組（ハード・ソフト）を支援

<計画策定>

- ・安全点検調査
- ・施設改修計画の作成
- ・関係者の合意形成 等



計画に基づく対策

<防災対策の取組>

避難路の拡幅



通路幅を拡幅

天井板等の補強



備蓄倉庫の整備



浸水対策の機能整備





非常用発電設備の更新



避難啓発活動





左：開口が地表面に広範囲に渡る換気設備口

右：開口が地表面に近い排煙設備口

04) 制度拡充の経緯

平成 26 年度の制度創設以降、状況に合わせて3度の制度拡充を行ってきた。

1. 補助事業者における協議会の追加(H27 拡充)

ターミナル駅等地下街が連担している地域における、複数の地下街会社や関連する地下通路管理者、地方公共団体等で構成される『協議会』が取り組む防災推進事業を支援できるように制度を拡充した。

◆『協議会』の定義

地下街が連担している地域において、当該地域の防災性の向上を図るために、複数の地下街会社、地方公共団体に加え、必要に応じ、他の地下通路の管理者等で構成される団体。

◆ 拡充による効果

(拡充内容)

複数の地下街会社、他の地下通路の管理者、地方公共団体からなる「協議会」が取り組む防災推進事業を支援対象に追加する。

《補助対象》

- ・ 協議会による地下街等防災推進計画の作成
- ・ 計画に基づく安全対策事業の実施
 - a) 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備
 - b) 防災施設の整備（避難誘導施設、情報提供施設、備蓄倉庫、非常用発電設備など）
 - c) 避難啓発活動

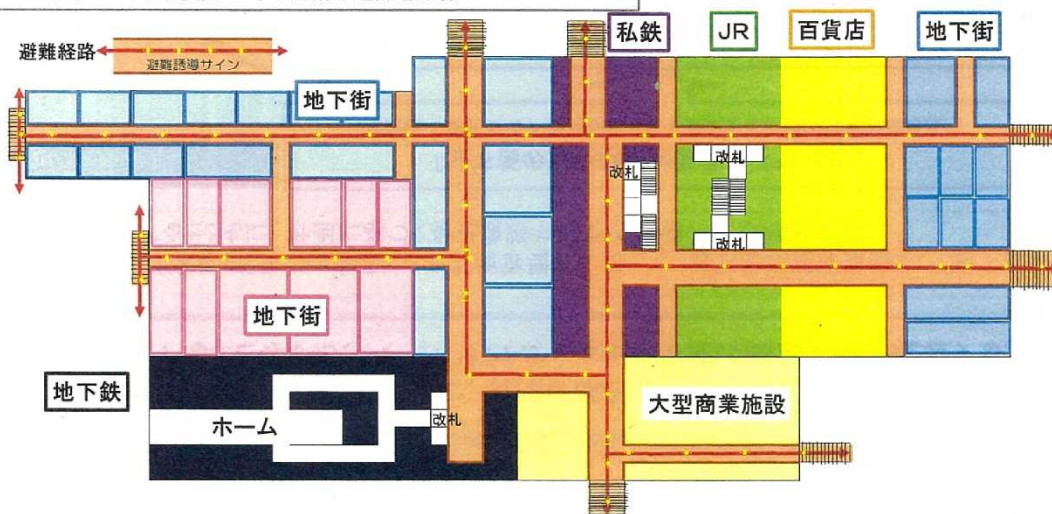
※ a) については、地下街会社の管理施設に限る。

(拡充により可能となる取組の例示)

ターミナル駅を中心に地下街が連担している地域は、民間事業者等が所有する隣接する地下通路との接続が複雑で、人の行き来も多く多様であるため、防災性の向上にあたっては、一体的な避難誘導対策を実施することが有効。

新制度では、周辺の事業者が相互に連携・調整し、地下通路全体として、避難経路を検討し、避難誘導サイン等を整備することが可能。（下図参照）

取組の効果: 地下通路全体の避難経路を設定し、避難誘導サインを統一化することで、地震発生時の円滑な避難を確保



2. 補助対象事業における浸水対策事業の追加(H28 拡充)

多くの利用者を抱える都市施設として、水害発生時の人命の確保だけでなく、地下街の耐水・防水機能を高め、施設被害の軽減や早期復旧を可能とする防災対策を推進すべく、浸水対策を実施するための地下街防災推進計画の策定や計画に基づき実施される浸水対策事業を補助対象事業に追加した。

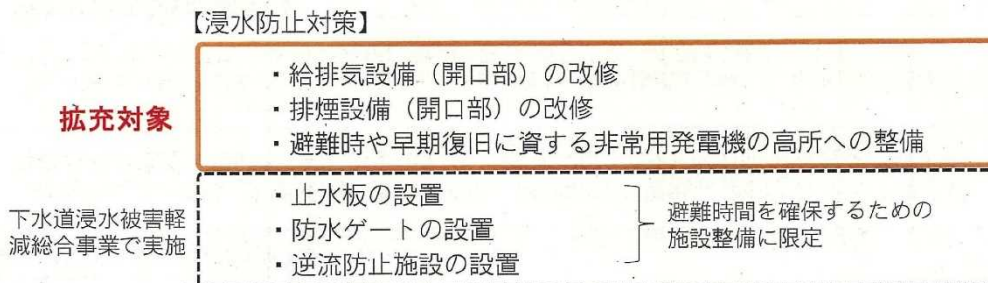
◆ 拡充の背景

地下街における防災対策については、大規模地震のほか、浸水等の様々な災害に対し、一体的に取り組むことで、より効率的に地が害の防災性の向上を図ることが必要である。

そのような中で、水防法改正による浸水想定区域の拡充(洪水、内水、高潮)により、水害対策を必要とする地下街がさらに増加しているが、下水道浸水被害軽減創業事業では利用者の避難時間を確保するための施設整備に限定しており、施設被害の軽減や早期復旧を合わせて行う地下街防災対策の一層の推進が必要であった。

◆ 拡充対象

本制度で補助対象になる浸水防止対策は、地上部に通じる給排気・排煙設備から地下街への雨水等の流入防止対策に限ることとし、避難時間を確保するための施設整備については『下水道浸水被害軽減総合事業』で実施する。



3. 補助対象事業における漏水対策の追加(R2 拡充)

安全・安心な避難施設として長期間健全な状態を保つべく、漏水対策を実施するための地下街防災推進計画の策定や通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備と併せて実施する漏水対策を補助対象事業に追加した。

◆拡充の背景

全国の地下街の多くで漏水が生じており、その対応に苦慮している地下街も少なくない中、漏水が鉄筋や金属部の腐食を引き起こし、地下街の構造上の弱点となり耐震性にも悪影響を及ぼす可能性がある。

そのような中で、漏水の影響によって施設が劣化し、メンテナンス頻度が高くなる等、トータルコストの観点においても課題であることから、地下街の防災性向上に資する施設の整備と併せて漏水対策を実施することが必要であった。

◆拡充対象

本制度で補助対象になる漏水対策は、通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備と併せて実施する漏水対策に限ることとし、単なる維持修繕のための漏水対策については補助対象外とする。

資料編

地方公共団体の基本方針等

01)東京都建築安全条例(抜粋)(昭和25年12月7日施行).....	1
02)川崎市地下街に関する指導要綱(平成13年8月21日施行).....	6
03)名古屋市地下街基本方針(平成16年3月1日施行).....	15
04)福岡市地下街基本方針(平成19年1月15日施行).....	24
05)静岡市地下道等の設置に関する指導要綱(平成19年11月9日施行)..	35
06)浜松市地下道等の設置に関する指導要綱(平成20年3月10日施行)..	45

○東京都建築安全条例

昭和二五年一月七日
条例第八九号

東京都建築安全条例を公布する。

東京都建築安全条例

(昭二八条例七四・改称)

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)に基き、この条例を定める。

目次

第一章 総則

第一節 趣旨(第一条)

第一節の二 適用区域(第一条の二)

第二節 敷地及び道路(第二条—第五条)

第三節 がけ(第六条・第六条の二)

第四節 防災構造(第七条—第八条)

第五節 仮設建築物の適用の除外(第八条の二)

第六節 一定の複数建築物に対する制限の特例等(第八条の三・第八条の四)

第七節 階避難安全性能を有する建築物の階等に対する適用の除外(第八条の五—第八
条の六の二)

第八節 自動回転ドア(第八条の七—第八条の十八)

第九節 特殊の構造方法又は建築材料等の適用の除外(第八条の十九)

第二章 特殊建築物

第一節 通則(第九条—第十一条の四)

第二節 学校(第十二条—第十五条)

第三節 共同住宅等(第十六条—第二十一条)

第四節 物品販売業を営む店舗及び飲食店(第二十二条—第二十六条)

第五節 自動車車庫等(第二十七条—第三十四条)

第六節 ホテル等(第三十五条—第三十七条)

第七節 公衆浴場(第三十八条・第三十九条)

第八節 興行場等(第四十条—第五十二条)

第九節 削除

第十節 その他の特殊建築物(第七十二条・第七十三条)

第三章 地下街等

第一節 地下街(第七十三条の二—第七十三条の十一)

第二節 地下街に設ける建築設備(第七十三条の十二—第七十三条の十四)

第三節 地下道に通ずる建築物の地下の部分(第七十三条の十五—第七十三条の十八)

第四節 地下工作物内に設ける自動車車庫等の施設(第七十三条の十九)

第五節 制限の緩和(第七十三条の二十)

第四章 建築設備(第七十四条—第八十一条)

第五章 道に関する基準(第八十二条)

第六章 罰則(第八十三条)

附則

(用語の定義)

第七十三條の二 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地下街 地下工作物内に設けられた、一般公共の歩行の用に供する道(以下「地下道」という。)及び当該地下道に面し、これと機能上一体となつた店舗、事務所、倉庫その他これらに類する施設(移動可能なもの、仮設的なもの及び地下工作物の管理運営の用に供するものを除く。次号及び第七十三條の十九において「地下道に面し、これと機能上一体となつた店舗等の施設」という。)からなる地下施設をいう。
- 二 地下の構え 地下道に面し、これと機能上一体となつた店舗等の施設で、一の用途又は使用上不可分の関係にある二以上の用途に供する一の区画をいう。

(平八條例四〇・全改)

(地下街に設けてはならない施設)

第七十三條の三 次に掲げる施設は、地下街に設けてはならない。

- 一 住宅、共同住宅、寄宿舎、ホテル、旅館又は下宿その他これらに類する居住又は宿泊の用に供するもの
- 二 学校、病院又は診療所(患者の収容施設のないものを除く。)その他これらに類するもの
- 三 工場又は作業場(店舗に附属する軽微なものを除く。)
- 四 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
- 五 令百十六條第一項の表に掲げる火薬類又はその他の危険物(同表最下欄に掲げる数量の十分の一以下のもの及び建築設備用のものを除く。)の貯蔵場又は処理場

(平八條例四〇・全改)

(地下の構えと地下道との関係)

第七十三條の四 地下の構えは、令百二十八條の三第一項第一号、第三号、第五号及び第六号の規定に該当するほか、次の各号に該当する地下道に二メートル以上接しなければならない。ただし、公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものにあつては、その接する長さを二メートル未満とすることができる。

- 一 幅員が、地下の構え又は地下道に通ずる建築物の地下の部分(以下「地下の構え等」という。)に両側で接することになるものにあつては六メートル以上、その他のものにあつては五メートル以上であること。
- 二 天井までの高さが三メートル以上で、かつ、天井から下方に突出した垂れ壁及び道路工作物その他これに類するものの突出部分の下端までの高さが二・五メートル以上であること。
- 三 段がないこと及び勾配が二十分の一以下であること。
- 四 各部分から地上の道路、公園、広場その他これらに類するもの(以下「地上の道路等」という。)に避難上有効に通ずる直通階段(これに代わる傾斜路を含む。)の一に至るまでの歩行距離が、三十メートル以下であること。

(平八條例四〇・全改、平一一條例四一・一部改正)

(地下道の直通階段)

第七十三條の五 前条第四号の直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 幅(近接して設ける二以上のもので、それぞれの幅が一・五メートル以上あるものにあつては、それらの幅の合計)は、当該地下道の幅員以上とすること。
- 二 けあげの寸法は十八センチメートル以下とし、踏面の寸法は二十六センチメートル以上とすること。
- 三 傾斜路は、十分の一以下の勾配とし、かつ、表面を粗面とすること又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 四 地下三層以下の層にある地下道に通ずるものについては、特別避難階段とすること。

(平八條例四〇・全改)

(地下の構えの防火区画)

第七十三條の六 地下の構えは、令百二十八條の三第二項、第三項及び第五項の規定に適合する区画を行わなければならない。

(平八條例四〇・全改)

(地下の構えの各部分から地下道等までの歩行距離)

第七十三條の七 地下の構えの各部分から地下道への出入口に至る歩行距離は、三十メートル以下としなければならない。ただし、当該地下の構えに地上の道路等に避難上有効に通ずる専用の直通階段(これに代わる傾斜路を含む。以下「専用直通階段」という。)が設けられており、地下の構えの各部分から専用直通階段又は地下道への出入口に至る歩行距離が三十メートル以下である場合は、この限りでない。

- 2 倉庫その他これに類する用途に供する地下の構え(居室の部分を除く。)について、前項の規定を適用する場合には、同項中「三十メートル以下」とあるのは、「五十メートル以下」とする。

(平八条例四〇・全改)

(専用直通階段)

第七十三條の八 前條第一項ただし書の専用直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 幅は、一・五メートル以上とすること。ただし、地下の構えの床面積の合計が三百平方メートル以下の場合、一・二メートル以上とすることができる。
- 二 けあげの寸法は十八センチメートル以下とし、踏面の寸法は二十六センチメートル以上とすること。
- 三 傾斜路は、十分の一以下の勾^{こう}配とし、かつ、表面を粗面とすること又は滑りにくい材料で仕上げることを。

(平八条例四〇・全改)

(地下街と他の地下工作物等との区画)

第七十三條の九 地下街は、他の地下工作物及び建築物の地下の部分と、耐火構造の床若しくは壁又は令百十二條第十四項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない。

(平八条例四〇・全改、平一二条例一七五・一部改正)

(店舗に接する地下道及び出入口階段ホール)

第七十三條の十 地下街において、店舗の用途に供する地下の構え(その床面積のすべての合計が千平方メートル以下のものを除く。)に接する地下道は、その各部分から地上部分が見通せる構造の天井の開口部、出入口その他これらに類するものにより、地上に開放するものでなければならない。ただし、次の各号に該当する地下道の出入口の階段ホール(以下「出入口階段ホール」という。)を設ける場合は、この限りでない。

- 一 地下道の末端に設けてあること。
- 二 長さ四十メートルを超える地下道においては、その各部分からの歩行距離二十メートル以内に設けてあること。
- 三 地上の道路等の直接面する出入口を有し、かつ、地下道からこれに通ずる直通階段を設けてあること。
- 四 前号の直通階段の幅(同一の出入口階段ホールに設ける二以上のもので、それぞれの幅が一・五メートル以上のものにあつては、それらの幅の合計)が、当該地下道の幅員以上であること。
- 五 第三号の出入口の幅(出入口が二以上ある場合は、それぞれの出入口の幅の合計)が、当該地下道の幅員以上であること。
- 六 建築物内又は建築物に接して設ける場合は、当該建築物の他の部分又は当該接する建築物と耐火構造の床若しくは壁又は令百十二條第十四項第二号に定める特定防火設備で区画されていること。

- 2 二以上の層の各地下道に通ずる出入口階段ホールで、火災が発生した場合に、令百十二條第十四項第二号に定める特定防火設備の閉鎖により地下の各層専用の避難経路(耐火構造の床若しくは壁又は同号に定める特定防火設備で他の部分と区画されているものに限る。)を形成することができる構造となつているものの直通階段については、第七十三條の五第四号及び第七十三條の六(令百二十八條の三第五項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(平八条例四〇・全改、平一二条例一七五・一部改正)

(地下道の直通階段に接する出入口の禁止)

第七十三條の十一 地下の構えは、地下道の直通階段の部分(踊場を含む。)又は直通階段(出入口階段ホール内及び第七十三條の十七の階段ホール内の直通階段を除く。)の下端から三メートル以内の部分に出入口を設けてはならない。ただし、公衆便所、公衆電話所その他これらに類するものにあつては、この限りでない。

(平八条例四〇・全改)

第二節 地下街に設ける建築設備

(平八条例四〇・全改)

(機械換気設備)

第七十三條の十二 地下街には、次の各号に掲げる床面積(地下の構えの床面積及び地下道の面積のすべての合計。次条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める機械換気設備(予備電源を有するものに限る。)を設けなければならない。

- 一 床面積が千平方メートルを超える場合 換気上有効な給気機及び排気機を有する機械換気設備(次号及び次条において「第一種換気設備」という。)

二 床面積が千平方メートル以下の場合 第一種換気設備又は換気上有効な給気機及び排気口を有する機械換気設備

- 2 前項の機械換気設備は、各地下の構え内の居室の部分及び地下道に均等の効果を及ぼすものでなければならない。

(平八条例四〇・全改、平一一条例四一・一部改正)

(換気量)

第七十三条の十三 前条の機械換気設備は、床面積一平方メートルごとに毎時三十立方メートル以上の新鮮な外気を供給する能力を有するものでなければならない。

- 2 前項の換気量と同量の換気能力を有する空気調和設備を使用する場合にあつては、同項の規定にかかわらず、新鮮な外気の供給量を毎時十立方メートル以上とすることができる。

- 3 第一種換気設備を設けるときは、常に給気量は、排気量以上としなければならない。

- 4 各地下の構えには、給気口又は排気口を設けなければならない。

(平八条例四〇・全改)

(専用の排気設備)

第七十三条の十四 地下街に設ける調理室及び地下街に附属して設ける蓄電池室(密閉型蓄電池を使用するものを除く。)には、専用の排気設備を設けなければならない。

(平八条例四〇・全改)

第三節 地下道に通ずる建築物の地下の部分

(平八条例四〇・全改)

(建築物の地下の部分と地下道との関係)

第七十三条の十五 建築物の地下の部分が地下道に通ずる場合は、当該地下道は、当該建築物の地下の部分に通ずる部分から三十メートル以内の部分において、令第二百二十八条の三第一項第一号、第三号及び第六号の規定に該当するほか、第七十三条の四各号に該当するものでなければならない。

(平八条例四〇・全改)

(建築物の地下の部分と地下道等との区画)

第七十三条の十六 建築物の地下の部分は、当該建築物の地下の部分が接する地下道及び他の建築物の地下の部分と、耐火構造の床若しくは壁又は令第一百十二条第十四項第二号に定める特定防火設備で区画しなければならない。

(平八条例四〇・全改、平一二条例一七五・一部改正)

(階段ホールの設置)

第七十三条の十七 地下道に通ずる建築物の地下の部分(床面積の合計が五百平方メートルを超えるものに限る。)は、次の各号に該当する階段ホール(以下「階段ホール」という。)により地下道に通ずるものでなければならない。ただし、地下道に通ずる部分に近接して階段ホールを設ける場合は、この限りでない。

- 一 階段ホールとこれに接する建築物の他の部分とは、耐火構造の床若しくは壁又は令第一百十二条第十四項第二号に定める特定防火設備で区画されていること。

- 二 地上の道路等に直接通ずる直通階段を設けてあること。

- 三 前号の直通階段の幅は、当該建築物が地下道に通ずる部分の出入口の幅(その幅が六メートル以上の場合、六メートル)以上であること。

- 四 第二号の直通階段のけあげの寸法は十八センチメートル以下であり、踏面の寸法は二十六センチメートル以上であること。

- 2 階段ホールが地下道に接する部分については、第七十三条の九及び前条の規定は、適用しない。

(平八条例四〇・全改、平一二条例一七五・一部改正)

(建築物の地下の部分における地下街の規定の準用)

第七十三条の十八 階段ホールによらずに地下道に通ずる建築物の地下の部分については、第七十三条の六(令第二百二十八条の三第五項の規定に係る部分に限る。)、第七十三条の十及び第七十三条の十二の規定を準用する。この場合において、「地下の構え」とあるのは「地下の構え等」と読み替えるものとする。

(平八条例四〇・全改)

第四節 地下工作物内に設ける自動車車庫等の施設

(平八条例四〇・全改)

(専用直通階段の設置)

第七十三条の十九 地下工作物内に設ける自動車車庫、自動車駐車場、倉庫その他これらに類する施設(地下道に面し、これと機能上一体となつた店舗等の施設並びに移動可能なもの、仮設的なもの及び地下工作物の管理運営の用に供するものを除く。以下本条において「地下工作物内に設ける自動車車庫等の施設」という。)は、二以上の専用直通階段を設けなければならない。

- 2 地下工作物内に設ける自動車車庫等の施設の各部分から専用直通階段の一に至る歩行距離は、三十メートル以下としなければならない。ただし、居室以外の各部分からの歩行距離については、五十メートル以下とすることができる。
- 3 第一項の専用直通階段については、第七十三條の八の規定を準用する。この場合において、「地下の構え」とあるのは「地下工作物内に設ける自動車車庫等の施設」と読み替えるものとする。
（平八条例四〇・全改）
第五節 制限の緩和
（平八条例四〇・全改）

地下街に関する指導要綱

目次

- 第1 趣旨
- 第2 適用
- 第3 安全対策
 - 1 地下公共歩道
 - 2 地下広場
 - 3 他の建築物との接続
 - 4 地下街と地下駅との接続
 - 5 地下駐車場
 - 6 各構え
 - 7 地下街防災センター
 - 8 消防隊進入口
 - 9 風道の構造
 - 10 排煙設備及び空気調和設備
 - 11 管理
 - 12 消防用設備等
 - 13 保安対策
 - 14 消防防災システム
- 第4 適用除外

第1 趣旨

この要綱は、別に定めるもののほか、川崎市における地下街の出火防止、火災拡大防止、避難、消防活動等の安全性を確保するため、その構造・設備等について必要な事項を定めるものとする。

第2 適用

この要綱は、地下街を新設し、又は増設等する場合のほか、既設の地下街を相互に接続し、又は既設の地下街に他の建築物の地下階を接続しようとする場合に適用する。

第3 安全対策

1 地下公共歩道

- (1) 地下公共歩道（以下「歩道」という。）の防火区画は、店舗面積がおおむね1,500平方メートル以内ごとに、主として歩道の交差部で区画すること。
- (2) (1)の区画に用いる建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備（防火戸に限る。)(以下「防火戸」という。)は、遮煙性能を有する建築基準法施行令（以下「建

基令」という。)第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸(以下「特定防火戸」という。)とすること。

- (3) (2)の防火戸の閉鎖機構は、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものとする。
- (4) (2)の防火戸に近接して幅90センチメートル以上及び高さ1.8メートル以上の避難口を設け、当該避難口には、常時閉鎖式の特定防火戸を設けること。
- (5) (2)の防火戸の上部天井には、歩道の幅で排煙口を設けること。
- (6) 歩道から地上へ通じる階段の有効幅員は、1.5メートル以上とし、登り口には、階段の幅でたれ壁を有する排煙口を設け、又は排煙上有効な吹き抜けを設けること。
- (7) 歩道の幅員は、次の算定式によって定めるものとし、その数値が6メートルに満たない場合には、6メートルとすること。ただし、公衆便所、機械室、地下街防災センター等への通路については、この限りでない。

$$W = \frac{P}{1600} + F$$

ただし、W：歩道の有効幅員(メートル)

P：当該地域の開発整備状況の予測等を考慮したおよそ20年後の予想最大1時間当たり歩行者数(人)(店舗等又は駐車場により誘発される歩行者数、及び他の建築物の地下階と接続する場合には、それにより誘発される歩行者数を含めること。)

F：2メートルの余裕幅員。ただし、店舗等のない部分においては1メートルとする。

2 地下広場

- (1) 原則として歩道の端部及び歩道のすべての部分からの歩行距離が50メートル以内となる位置に、防災上有効な地下広場(以下「広場」という。)を設けること。なお、地下街を増設する場合にあっては、既存部分との接続部は、歩道の端部とみなすものとする。
- (2) 広場は、歩道の主要な交差点に設けるものとし、その面積は、1平方メートルにつき避難時の滞留人口を3人として算出した数値以上であること。
- (3) 広場には、当該広場が分担する店舗等の床面積に応じて、防災上必要な排煙、採光等のための吹き抜け等を設け、かつ、有効幅員1.5メートル以上で直接地上へ通じる2以上の階段を設けること。
- (4) 催物等で使用しないこと。ただし、避難上支障となるおそれのない範囲で、消防署長が認める場合は、この限りでない。

3 地下街と他の建築物との接続

- (1) 原則として地下街と他の建築物の地下階とは、災害の拡大防止等の観点から好まし

くないので接続させないこと。ただし、当該建築物の地下階が、第3.6.(5)の条件に適合する構造である場合は、この限りでない。

(2) 地下街と他の建築物の地下階と接続する場合は、緩衝帯を介して接続すること。

ア 緩衝帯は、次によること。

(ア) 使用形態

通行の用途のみに使用するものであること。

(イ) 構造

a 主要構造部を耐火構造とし、接続部分の出入口は特定防火戸で区画すること。

b aの特定防火戸の煙感知器は、特定防火戸の両側に設置すること。

c 長さは、10メートル以上とすること。

d 排煙上有効、かつ、十分な大きさの吹き抜けを設けること。

e 接続する建築物の防災センターから遠隔操作により、接続する建築物と緩衝帯を区画する特定防火戸を閉鎖できること。

(ウ) 消防用設備等

次の設備が設けられていること。

a スプリンクラー設備

b 自動火災報知設備

c 誘導灯

d 非常警報設備（放送設備）

イ 緩衝帯又は緩衝帯の直近に、外気に開放された直接地上へ通じる階段を設けること。

ウ 地下街と接続する建築物双方の防災センターが相互連絡できる非常電話を設置すること。

(3) 接続する建築物は、単独で避難計算が成立すること。

4 地下街と地下駅との接続

(1) 地下街と地下駅(地下に設けるバスターミナルを含む。以下同じ。)との接続方法は、広場を介して接続すること。

(2) 地下街と地下駅との連絡通路に必要な開口部以外の部分は、耐火構造で区画すること。

(3) 地下街と地下駅とを一体として、あるいは接続して設置する場合は、次によること。

ア それぞれの利用者の流れを考慮し、円滑な避難を確保できるよう歩道を配置すること。

イ 地下街と地下駅とは防火区画により緊急時に完全に遮断できる構造とし、地下街防災センターから遠隔操作により遮断できること。

ウ 地下駅より有効幅員1.5メートル以上で直接地上へ通じる2以上の階段を確保

すること。

エ 地下街と地下駅双方の防災センターが相互連絡できる非常電話を設置すること。

5 地下駐車場

- (1) 地下駐車場の防火区画は、1,500平方メートル以内ごととし、車路を除いては耐火構造の壁で区画すること。
- (2) 地下駐車場の車路部分の区画は、1(2)から(4)の例によること。
- (3) 地下駐車場のエレベーターの乗降口ビーは、特別避難階段の附室と同等の防火防煙性能を有すること。この場合において、荷さばき用エレベーターの附室に設ける防火戸にあっては、常時閉鎖式にしてはならない。
- (4) 地下駐車場とその他の部分とは、耐火構造の壁又は床で区画し、開口部を設ける場合には、特別避難階段又はそれと同等以上の防火防煙性能を有する施設を設けること。なお、地下駐車場には、地下街の他の部分を通過することなく、有効幅員1.5メートル以上で直接地上へ通じる2以上の階段を設けること。

6 各構え

- (1) 店舗等の各部分から歩行距離15メートル以内で歩道に出られる構造とすること。
- (2) 各構えの中に設ける小区画は、下地、仕上げとも不燃材料を使用した構造とすること。
- (3) 店舗等と歩道との境界の区画は、次によること。
 - ア 出入口を除き耐火構造の壁又は鉄柵網入ガラス及び煙感知器連動のシャッターで区画すること。
 - イ 出入口は2以上設けるものとし、当該出入口は避難上支障がない煙感知器連動の特定防火戸で区画すること。
- (4) 各構えの出入口の上部天井には、出入口の幅で排煙口を設けること。
- (5) 店舗等と歩道以外の境界は、相互に床面積200平方メートル以内ごとに耐火構造の壁で区画すること。ただし、消防署長が認める場合は、この限りでない。
- (6) 地下街の歩道、階段、店舗等の内装は、下地、仕上げとも不燃材料とすること。
- (7) 厨房設備等
 - ア 次に掲げる厨房設備の天蓋及び排気ダクトには、フード等用簡易自動消火装置を設けること。
 - (ア) 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備
 - (イ) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備
 - イ 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備には、付着した油脂を自動的に除去することができる天蓋を設けること。ただし、フライヤーと一体構造となっているものにあつては、この限りでない。

ウ ガス消費設備には、地下街防災センターから各ガス栓の開閉の状況を監視できる装置を設けること。

7 地下街防災センター

- (1) 地上から直接出入できる専用の階段又は傾斜路を設けること。
- (2) 消防隊の指揮本部としても有効に活用できる面積とすること。
- (3) 地下街とは附室を介して接続すること。
- (4) 耐火構造の床又は壁若しくは建基令第112条第14項に規定する構造の特定防火戸で区画し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とすること。
- (5) 排煙設備及び空気調和設備は、単独の系統とすること。

8 消防隊進入口

- (1) 地下街の各部分から1の消防隊進入口までの水平距離がおおむね50メートルとなるように設けること。
- (2) 各階への出入口には、特別避難階段と同等の機能をもった前室を設けること。
- (3) (2)の前室に煙の侵入を防止するため給気を行うものとし、他の部分に対し正圧を保つ構造とすること。
- (4) 進入口は、ボックス型とし、幅75センチメートル以上及び高さ1.8メートル以上の特定防火戸を設けること。ただし、地表の工作物等からこれによりがたい場合は、進入を容易にするための方法を講じたマンホール型とすることができる。
- (5) (4)の進入口には、消防隊進入口である旨を表示すること。
- (6) 非常用照明装置を設けること。

9 風道の構造

換気、暖房、冷房、排煙設備その他これらに類するものの風道等は、防火区画を貫通させないものとする。ただし、当該風道等を耐火構造とした場合は、この限りではない。

10 排煙設備及び空気調和設備

- (1) 排煙設備及び空気調和設備の系統は、歩道と各構えを別の系統とし、かつ、歩道にあっては防火区画ごとに、各構えにあっては当該歩道が受持つ区域ごとに、それぞれ独立した系統とすること。
- (2) 排煙機の能力は、建基令第126条の3第9号に規定する数値の1.5以上の能力を有すること。
- (3) 排煙機の起動と同時に空気調和設備の運転を停止できる機構（防災センターに設けるものを除く。）とすること。

11 管理

- (1) 消防用設備等の点検整備、消防訓練の定期的実施、避難の管理の徹底を図ること。
- (2) 出入口、歩道、ダクト系統、保安設備等を明示した地下街等全体の見取図を作成し、地下街防災センターに備えておくこと。

- (3) 地下街防災センターには、消防隊が迅速に消火活動を行うことができるように鍵を保管すること。
- (4) 工事を行う場合は、工事中の防火管理を徹底すること。
- (5) 特定防火戸には、閉鎖障害となる商品等を陳列しないこと。
- (6) 歩道には、商品等を陳列しないこと。ただし、延焼防止上及び避難上支障がないと消防署長が認める場合には、この限りでない。
- (7) 地下街と接続建築物双方の防災センターは、毎日、一定の時刻に通話試験を実施し、その記録を保存すること。
なお、通話試験は、地下街防災センターから各接続建築物へ受信感度を問い合わせるものとする。
- (8) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備に設置する天蓋は、毎日油脂を除去すること。
- (9) 地下街の設置者は、ガス保安対策について、関係者の教育及び訓練に関する事項、ガス施設の保守管理に関する事項並びに緊急時の措置に関する事項を管理規程に定めなければならない。

1.2 消防用設備等

- (1) 歩道の壁面には、水平距離30メートル間隔に屋内消火栓設備又は補助散水栓を設けること。
- (2) 地下街には、原則としてすべての部分にスプリンクラー設備を設置すること。ただし、スプリンクラー設備を設置することが適当でない用途部分には、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備又は泡消火設備（全域放出方式に限る。）を設置すること。
- (3) 自動火災報知設備の警戒区域は、店舗等と同一とすること。ただし、歩道にあっては、この限りでない。
- (4) 連結送水管を次により設置すること。
 - ア 放水口は消防隊進入口内に設け、それぞれ独立した立管とすること。
 - イ 放水口は双口形とし、その直近に送水されたことを確認するための圧力計を設けること。
 - ウ 放水口には、長さ20メートルのホース4本以上及び筒先2本を格納した箱を付置すること。
- (5) 非常コンセント設備を次により設置すること。
 - ア 非常コンセントは、連結送水管の放水口付近に設置すること。
 - イ 非常コンセントは、接地形二極コンセントのうち、定格15A 125V、2口を設置すること。
 - ウ 非常コンセントの直近には、移動可能な照明器具を付置すること。

(6) 防火水槽を次により設置すること。

ア 地下街の各部分から1の防火水槽までの水平距離が100メートル以下となるように設けること。

イ 1の防火水槽の有効水量(地盤面の高さから4.5メートル以内の部分の水量をいう。)は、100立方メートル以上とすること。

(7) 地上の消防隊との無線交信を可能とする設備を設けること。

1.3 保安対策

(1) 原則として火気は使用しないこと。ただし、飲食店等やむを得ず火気を使用する用途については、次によること。

ア 都市ガス等を配管方式で使用する場合は、火気を使用する部分とその他の部分とを防火区画し、かつ、火気使用部分の周辺を防火上有効な構造としたもので、消防署長が認めたものとする。

イ 他の物品販売店舗等群とは別のブロックとしてまとめて配置すること。

ウ 厨房部分を防火区画及び不燃化すること。

(2) 地下街及び接続する建築物の地下階においてガスを使用する場合には、ガス事業法、消防法、建築基準法その他の関係法令に定めるところによるほか、次によるものとする。

ア 引込み管ガス遮断装置(中圧、低圧)を次により設置すること。

(ア) 地上部分の容易に操作しやすい場所に設置すること。

(イ) 危急の場合、手動で速やかに地下階全体のガスを遮断できること。

イ 緊急ガス遮断装置(中圧、低圧)を次により設置すること。

(ア) 原則として、外壁を貫通した直近に緊急遮断弁室を設置すること。

(イ) 地震(250ガル以上)発生時には、自動的にガス遮断できること。

(ウ) ガス漏れ発生時、防災センターでガス遮断できること。

ウ ガス漏れ警報設備を次により設置すること。

(ア) 消防法施行規則第24条の2の3及び第24条の2の4を準用して設置すること。

(イ) 接続する建築物の防災センター及び地下街防災センターに警報表示されること。

(ウ) 店舗等でガス漏れ検知器が作動した場合、次項に掲げる業務用自動ガス遮断弁を閉止できること。

エ 業務用自動ガス遮断弁を次により設置すること。

(ア) 厨房内に操作器、ガス漏れ検知器及び感震器を設置し、メータ出口に遮断弁を設置すること。

(イ) 操作器のボタン操作により遮断弁を開閉できること。

- (ウ) ガス漏れ検知器が作動してから約 1 分以内に自動的にガス遮断できること。
- (エ) 地震（200 ガル以上）発生時には、自動的にガス遮断できること。
- (オ) ガス圧が異常に低下した場合は、自動的に遮断弁を閉止できること。
- (カ) 使用開始時に遮断弁を開操作する場合、ガスの漏洩状態又はガス栓の開の状態の場合は、警報を発すると同時に当該弁が開かない構造とすること。
- (キ) 使用終了時に遮断弁を閉操作した後、15 分間下流側のガス圧を監視し、圧力低下した場合は、異常の表示がされること。
- (ク) 地下街防災センターに遮断弁の開閉状態が表示されるとともに、遠隔操作により遮断ができること。

オ フード等用簡易自動消火装置を次により設置すること。

- (ア) 作動と同時に業務用自動ガス遮断弁を閉止する構造とすること。
- (イ) 作動と同時に換気設備を停止できる構造とすること。

カ ガス栓と接続具は、次によること。

- (ア) 固定式燃焼器の接続具は、鉄管、金属可とう管、強化ゴムホースにより接続すること。
- (イ) 移動式燃焼器（強制給排気式ストーブを含む。）にあっては、ゴム管（両端に迅速継ぎ手のついたもの、又は火流出安全弁を内蔵するガス栓に接続するものに限る。）を用いて接続することができる。

キ ガス器具、立ち消え安全装置付のものを使用すること。

ク ガスの主要配管を天井裏等に設置する場合には、保守管理するための点検口を設けること。

(3) ガス事業者との申し合わせ事項

消防機関とガス事業者とは、緊急時における初動体制、連絡通報体制、現場での措置等について、次の各事項を中心として「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス保安体制の強化を図るものとする。

ア ガス事業者の初動体制等

ガス事業者は、保安要因の確保及び保安教育の徹底を図るとともに、ガス漏れ事故発生時における初動体制について消防機関と十分打ち合わせしておくものとする。

イ 初動時におけるガス供給停止

ガス供給の停止は、原則としてガス漏れ等の現場における消防機関とガス事業者との連携体制によりガス事業者が行うものとするが、ガス漏れ等の現場に、消防機関がガス事業者より先に到着した場合等で、消防機関が爆発等のガス災害の発生を防止するため、緊急やむを得ないと認める場合は、ガス事業者との事前の申し合わせに基づき、消防機関がガスの供給遮断を行うこととし、あらかじめ、次の措置を講じるものとする。

なお、遮断後のガスの供給再開は、二次災害発生の防止を図るため、ガス事業者が行うものとする。

(ア) ガス事業者は、地下街等消防機関が必要と認める場所におけるガス導管及び遮断装置の設置状況及び場所を示す図面並びに保安規程、その細則、その他の資料で消防活動上必要なものを消防機関に提出するものとする。

(イ) ガス事業者は、消防機関との協議により、必要とされた範囲の地上操作遮断装置の操作用具及び操作要領を消防機関に預けておくものとする。

(ウ) ガス事業者は、消防機関との協議により、遮断装置等の確認及び消防職員の教育訓練に協力するものとする。

ウ 連絡通報体制

消防機関及びガス事業者は、相互の連絡通報体制を確立するものとする。

エ 連携体制

出動したガス事業者は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のため、ガスの供給停止等の必要な措置をとるものとする。

この場合、ガス漏れ等の現場において消防機関と緊密な連携を保つとともに、消防機関から指示があったときは、その指示に従い必要な措置を講じるものとする。

(4) 集中配置

地下街において、燃焼器を使用する店舗等が集中配置された区域には、通気管を設ける等漏れガスを排出するうえで、有効な措置が講じられるように努めるものとする。

1.4 消防防災システム

地下街の新設及び地下街と建築物を接続する場合、財団法人日本消防設備安全センターの評定（地下街防火・安全計画）を受けるものとする。

第4 適用除外

この要綱は、消防長が地下街の構造、用途、規模及び設備の状況から判断して、この要綱の規定によらなくとも防火上又は避難上支障がないと認める場合、若しくはこの要綱の規定と同等以上の効果があると認める場合においては、その全部又は一部を適用しないことができるものとする。

名古屋市地下街基本方針について

地下街は、道路や駅前広場における地下の占用施設であり、この設置に関しては、道路法、都市計画法、建築基準法及び消防法等様々な法令（以下、法令等）が関係しており、当初、それぞれで対応を行なってきました。

しかしながら、地下街は、防災等の観点から課題が多くあり、また、これを公共施設である道路や駅前広場の地下に設けることは、将来の他の利用を制約するおそれがあることから、昭和48年7月31日付けで、国において共同通達「地下街の取扱いについて」が出され、関係機関が連絡調整を密にするため同通達に基づき、地下街連絡協議会が中央及び地方に設置され、地下街の規制に関する取扱方針や設置計画策定に関する基準を示した「地下街に関する基本方針について」が定められました。以後、30年近くにわたり、これに基づいて、法令に関連条文の無い規制や法令に上乘せする規制を含めた指導が、全国統一的行なわれてきました。

ところが、地方分権の流れを受けて、平成13年6月1日付けでこれらの地下街に関連する一連の通達が全て廃止となり、今後は、地方独自に対応することとなりました。

地下街は、公共施設である道路や駅前広場の地下を利用して設置され、かつ、日々、多くの利用者がいることから、公共地下空間の計画的な利用調整や、地下街利用者の安全の確保を図ることが必要であります。特に、本市における地下街については、設置後40年以上経過しているものもあり、現行の法令等に適合していない箇所もあることから、安全性の確保及び一層の向上のため、改善が必要であると考えます。

そこで、本市では、国の通達に代わる「基本方針」を定め、引き続き地下街に対する指導を統一的行なっていくこととしました。「基本方針」の策定におきましては、指導の継続性等を考慮すると、国の通達を基本とすることになりますが、本市における地下街の実状や通達が出された当時からの設備等における性能の向上などを踏まえることは必要であります。

「基本方針」の策定にあたりましては、地下街の実状や規制等に対する変更要望の把握を目的に、地下街管理会社等からヒアリングを行なうとともに、地下利用計画検討委員会を設置し学識経験者等の意見を聞くことで、現実的かつ最新の科学的知見に基づいた方針となるよう努めました。

この「基本方針」により、地下街の新增設等を適切に誘導し、既設地下街については、各地下街の管理会社等が、具体的に改善目標を定め継続的に改善を進めることで、地下街の安全性の確保及び向上等を図ることを期するものであります。

名古屋市地下街基本方針

= 平成 16 年 3 月 1 日 制定 =

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 地下街の新設及び増設に関する基準
 - 第1節 地下街の計画（第4条 - 第7条）
 - 第2節 公共地下歩道等（第8条）
 - 第3節 店舗等（第9条）
 - 第4節 設備等（第10条 - 第13条）
- 第3章 既設地下街に関する基準
 - 第1節 適用等（第14条 - 第15条）
 - 第2節 公共地下歩道等（第16条）
 - 第3節 店舗等（第17条）
 - 第4節 設備等（第18条 - 第21条）
- 第4章 地下街の管理（第22条 - 第24条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この基本方針は、地下街の防災性並びに歩行者の安全と円滑な通行の確保及び向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下街 公共の用に供されている道路又は駅前広場（建設中の道路又は駅前広場を含む。）の区域内にあって、公共地下歩道等と公共地下歩道に面して設けられる店舗等が一体となった地下施設（公共地下駐車場が併設されている場合には、当該公共地下駐車場を含む。）をいう。ただし、次の各号に掲げるものは、地下街として扱わないものとする。

ア 駅務室、機械室等もっぱら駅及び公共地下歩道等の管理運営のためのもの。

イ 一団の店舗の面積が100平方メートル以下のもの。

(2) 公共地下歩道 公共の用に供されている道路又は駅前広場（建設中の道路又は駅前広場を含む。）の区域内にあり、公共の用に供されている地下通路及び地下駅の改札口外の通路をいう。

(3) 公共地下歩道等 公共の用に供されている道路又は駅前広場（建設中の道路又は駅前広場を含む。）の区域内にあり、公共の用に供されている地下通路、地下駅の改札口外の通路、広場及び階段等をいう。

(4) 店舗等 店舗、管理事務所、行政施設、交番及び案内所等をいう。

(5) 管理者等 管理者及び店舗入店者をいう。

（適用）

第3条 この基本方針は、地下街を新設又は増設する場合のほか、既設地下街における公共地下歩道等及び店舗等の改装等並びに地下街の管理について適用する。

第2章 地下街の新設及び増設に関する基準

第1節 地下街の計画

（新設、増設の計画）

第4条 地下街の新設又は増設は、土地の高度利用が図られ地上交通の著しく輻輳する地区において、公共地下歩道又は公共地下駐車場が、次の各号の要件を満たし、かつ、これらの管理等のために、必要やむを得ない場合に限るものとする。

(1) 地上交通の安全と円滑を図るため、整備する必要があるものであること。

(2) 都市計画として決定されている道路又は駅前広場であって、その立体的整備が都市計画として必要であり、これにより、地上の賑わいのある空間形成に資すること。

(3) 当該地域の状況又は交通の状況から、道路等の区域外又は上空に設けることが著しく困難又は不適當であること。

（他の計画との整合）

第5条 地下街の計画は、当該地区及び周辺地域の用途地域等の都市計画に合致したものであり、都市施設及び市街地開発事業に関する計画に適合し、かつ、それらの長期構想に支障を及ぼすおそれのないものとする。

- 2 主な公共地下歩道等又は公共地下駐車場は、都市計画として決定し、都市計画事業として一体で整備するものとする。
- 3 公共地下歩道等及び公共地下駐車場の配置及び構造は、道路又は駅前広場の計画と調和し、一体として構成され、その機能を十分発揮するよう計画するとともに、それらの規模は、当該地域の長期的な開発整備の見通しに基づき計画するものとする。

(計画内容)

第6条 計画する地下街の規模は、次の各号に規定する範囲内で公共地下歩道等又は公共地下駐車場を適正に管理し、利用するのに必要最小限のものとする。

- (1) 公共地下駐車場を併設する地下街にあっては、公共地下駐車場の部分を除く地下街の延べ面積は、原則として公共地下駐車場の部分の延べ面積を超えないこと。
 - (2) 店舗の延べ面積は、原則として地下街(公共地下駐車場を併設する地下街にあっては、公共地下駐車場の部分を除く。)の延べ面積の半分を超えないこと。
- 2 地下街の階層は、一層に限るものとする。ただし、公共地下駐車場、機械室、管理事務所及び消火用水貯水槽については、この限りでない。
 - 3 公共地下歩道等の配置等地下街の全体計画は、利用者の利便性及び緊急時の避難の容易さを考慮した簡明な形状とするものとする。

(事業主体)

第7条 地下街の設置者及び管理者は、原則として国、愛知県及び名古屋市又はこれに準ずる公法人(駅前広場に設ける地下街にあっては、当該駅前広場に係る鉄道事業又はバスターミナル事業を営む法人を含む。)又はこれらからおおむね3分の1以上の出資を受けている法人でなければならない。ただし、公共主体の出資が3分の1を下回る場合にあっては、地下街の適正な設置及び管理を十分確保し得る措置が講じられている場合は、この限りでない。

第2節 公共地下歩道等

(公共地下歩道等)

第8条 公共地下歩道等は、建築基準法、消防法、福祉都市環境整備指針(以下「整備指針」という。)その他の関係法令の定めるところによるほか、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 広告、案内板、吊下げ装飾は、難燃材料等を用いること。
- (2) 地上に通ずる階段の有効幅員は、1.5メートル以上とすること。

- (3) 公共地下歩道の幅員は、次の算定式によって定めるものとし、その数値が6メートルに満たない場合には、6メートルとすること。ただし、公衆便所、機械室、防災センター等への通路については、この限りでない。

$$W = \frac{P}{1600} + F$$

ただし、W：公共地下歩道の有効幅員（メートル）

P：当該地域の開発整備状況の予測等を考慮したおよそ20年後の予想最大1時間当たり歩行者数（人）（店舗等又は公共地下駐車場により誘発される歩行者数及び他の建築物の地下階と接続する場合には、それにより誘発される歩行者数を含めること。）

F：2メートルの余裕幅員。

- (4) 地上に通ずる階段の出口を歩道に設ける場合には、この歩道部分において、原則として3メートル以上の残幅員を確保すること。
- (5) 公共地下歩道の端部及び公共地下歩道のすべての部分からの歩行距離が50メートル以内となる位置に、防災上有効な地下広場を設けること。なお、地下街を増設する場合にあっては、既存部分との接続部は、公共地下歩道の端部とみなすものとする。
- (6) 地下広場には、防災上有効な排煙設備を設け、かつ、直接地上へ通ずる2以上の階段を設けること。

第3節 店舗等

（店舗等）

第9条 店舗等は、建築基準法、消防法その他の関係法令の定めるところによるほか、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 隣接する店舗等の間は、耐火構造の壁で区画すること。
- (2) 店舗等の内装は、下地、仕上げとも不燃材料を用いること。
- (3) 地下街には、次に掲げる営業内容の店舗を設けないこと。

ア 大型の商品を取り扱うもの等公共地下歩道の一般歩行者の通行に支障を及ぼすおそれのあるもの。ただし、商品の搬出入を一般歩行者の通行に支障の無い時間に行い、契約後の商品について、別途配送センターから配送するなどの配慮を行う場合は、この限りでない。

- イ 爆発性の物件若しくは悪臭、騒音を発生する物件を保管し、又は設置し、公共地下歩道の一般歩行者に危害を及ぼし、又は不快の感を与えるおそれのあるもの。
- ウ 風俗営業等公共地下歩道の風紀を損なうおそれのあるもの。
- エ 宿泊施設、興業場等地下街に設けることが適切でないもの。

第4節 設備等

(設備等)

第10条 設備等は、建築基準法、消防法その他の関係法令の定めるところによるほか、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 地下街の空気調和設備は、公共地下歩道等の部分と店舗等の部分とを別系統とすること。
- (2) 地下街の設備等には、地震、火災、水害などの災害に対して十分な措置を講ずること。

(地下街との接続)

第11条 地下街と他の建築物の地下階とは、原則として接続させないこととする。ただし、公共性があり、十分な安全性が確保される場合は、この限りでない。

2 地下街と地下駅とを一体として、あるいは接続して設置する場合には、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 地下街と地下駅相互の防災センター間において同時に通話できる設備を設けること。
- (2) 地下街と地下駅の利用者の流れを考慮し、円滑な通行を確保できるよう公共地下歩道を配置すること。
- (3) 地下街と地下駅とは防火区画により緊急時に完全に遮断できる構造とすること。この場合、地下駅より直接地上へ通ずる2以上の階段を確保すること。

(ガス保安対策等)

第12条 地下街においてガスを使用する場合には、ガス事業法、消防法、建築基準法その他の関係法令に定めるところによるほか、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 地下街に設置する燃焼器は、金属管、金属可とう管又は強化ガスホースを用いてガス栓と接続すること。ただし、移動式燃焼器(強制給排気式ストーブを含む。)にあっては、ゴム管(両端に迅速継手の付いたもの又は過流出安全弁を内蔵するガス栓に接続するものに限る。)を用いて接続することができる。
- (2) 地下街へのガスの引込管は必要最小限の本数とし、配管は単純化するとともに、ガス管であることが容易に識別することができる識別措置を講ずること。

(3) ガスの主要配管が天井裏等に設置される場合には、これらを保守管理するため点検口を設けること。

(公共地下駐車場)

第13条 公共地下駐車場の構造及び設備は、駐車場法、建築基準法、消防法その他の関係法令に定めるところによるほか、公共地下駐車場とその他の部分とは、耐火構造の壁又は床で区画するものとし、開口部を設ける場合には、特別避難階段又はそれと同等以上の防火、防煙性能を有する施設を設けるものとする。なお、公共地下駐車場には、地下街の他の部分を通過することなく直接地上へ通ずる2以上の階段を設けることとする。

2 公共地下駐車場の有無にかかわらず、地上交通に支障を与えない場所に荷捌き場を設けるものとする。

第3章 既設地下街に関する基準

第1節 適用等

(適用)

第14条 この章の規定は、この基本方針が施行された際現に存する地下街に適用する。

(改善)

第15条 地下街の管理者は、建築基準法及びその他の関係法令並びにこの章の規定に適合するよう改善計画書を作成し、改善に努めるものとする。

第2節 公共地下歩道等

(公共地下歩道等)

第16条 公共地下歩道等の形状変更はしないものとする。ただし、安全性及び利便性の向上が見込まれる場合は、この限りでない。

2 公共地下歩道等については、第8条第1号、第2号、第5号及び第6号の規定を準用する。

3 高齢者、身体障害者等の移動の円滑化のために、整備指針の趣旨に沿ったエレベーター、スロープを設置する等、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3節 店舗等

(店舗等)

第17条 店舗等に関しては、第9条の規定を準用する。

- 2 火気を使用する店舗等は、他の店舗等と防火区画された区域に集中配置しなければならない。ただし、加熱部が密閉された電気式調理器（自動温度調整機能付）を用いる店舗等については、この限りでない。
- 3 店舗等の構えの変更については、次の各号による。
 - (1) 次に掲げる基準を満たすものは、床面積200平方メートル以内において、構えを変更することができる。
 - ア 隣接する店舗等及び公共地下歩道等と防火区画されていること。
 - イ 店舗等の内装は、下地、仕上げとも不燃材料を用いること。
 - (2) 次に掲げる基準を満たすものは、床面積500平方メートル以内において、構えを変更することができる。
 - ア 隣接する店舗等及び公共地下歩道等と防火区画されていること。
 - イ 建築基準法に定める排煙設備（以下、この条について同じ。）を備えていること。
 - ウ 店舗等の内装は、下地、仕上げとも不燃材料を用いること。
- 4 排煙設備を有しない火気を使用する店舗は、厨房とその他の部分（客席等）とを特定防火設備で区画するものとする。ただし、次の各号に掲げる基準を満たすものについては、この限りでない。
 - (1) 隣接する店舗等及び公共地下歩道等と防火区画されていること。
 - (2) 排煙機能を有する設備を備えていること。
 - (3) 厨房とその他の部分（客席等）が防煙区画されていること。

第4節 設備等

（設備等）

第18条 非常用電源設備として、保安上必要な電力が供給できる蓄電池設備又は自家発電設備を設けるものとするほか、第10条の規定を準用する。

（地下街との接続）

第19条 地下街との接続については、第11条第1項、第2項第1号及び第3号の規定を準用する。この場合において、第11条第2項中「設置する場合」とあるのは「設置している場合」と読み替えるものとする。

（ガス保安対策等）

第20条 ガス保安対策等については、第12条の規定を準用する。

(公共地下駐車場)

第21条 公共地下駐車場については、第13条の規定を準用する。

第4章 地下街の管理

(公共地下歩道等の管理)

第22条 公共地下歩道等の管理については、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 避難上支障となるおそれのあるものを設けないこと。
- (2) 歩行者の案内及び避難上に必要な分かりやすい案内板及び地図等を設けること。
- (3) 誘導灯及び歩行者の案内のための設備の視認性を妨げる広告等は設けないこと。

(管理規程)

第23条 地下街の管理者は、地下街に関する管理規程を定めるものとする。

2 管理規程には、次の各号に掲げる事項及びその他必要な事項を定めるものとする。

- (1) 公共地下歩道等に関する事項
 - ア 供用時間等に関する事項
 - イ 防災保安に関する事項
 - ウ 維持補修に関する事項
 - エ 広告等の提出に関する事項
 - オ 禁止すべき行為に関する事項
- (2) 店舗等に関する事項
 - ア 営業等に関する事項
 - イ 防災保安に関する事項
 - ウ 保健衛生に関する事項
 - エ 建物管理に関する事項

(地下街台帳)

第24条 地下街の管理者は、別途定める様式の地下街台帳を作成するものとする。

第3 地下街

1 これまでの経緯

地下街については、交通結節機能の強化や歩行者の回遊性の向上といった都市機能の強化に資する一方、防災等の観点から課題が多く、また、これを公共空間である道路、駅前広場などの地下に設けることは、将来の他の利用を制限するおそれがあることから、昭和48年に国の通達により、都市計画、道路、建築、消防、警察等の関係機関による地下街中央連絡協議会（国）、地下街連絡協議会（地方）が設置され、続く昭和49年に地下街中央連絡協議会において地下街に関する基本方針を策定し、指導監督に関する連絡調整を行っていた。

しかしながら、地方分権の流れを受けて、平成13年6月1日付で地下街に関する通達がすべて廃止されたことに伴い、地下街中央連絡協議会が廃止された。その後、本市においても、地下街設置案件がなく、当時建設中の新天神地下街も軽微な変更のみであったことから、福岡市地下街連絡協議会を廃止し、旧通達に準拠した対応をしていた。

2 協議会設置及び基本方針策定の必要性

新地下街建設の指導監督に係る関係機関の連絡調整が急務となったことや、既設地下街における地下街利用者の多様なニーズに対応した公共地下歩道や地下広場の活用方策についての検討・整理とあわせ、適正な維持管理や安全性の確保及び向上を図っていく必要が生じてきた。このため、連絡調整機関として福岡市地下街連絡協議会を設置し、国の通達に代わる「基本方針」を定め、地下街に対する統一的な指導を行っていくこととした。

3 協議会及び基本方針の位置付け

福岡市地下街連絡協議会は、任意の連絡調整機関とする。

福岡市地下街基本方針は、地下街という特殊案件に係る事項であり、その設置にあたり、広く一般市民や民間事業者に係る事項ではないことから、各種許認可等に係る行政指導を目的とした要綱とする。

4 協議会の構成

機 関	部 局	委 員	幹 事
福岡県警察本部	交通部	交通規制課長	課長補佐
	警備部	警備課長	課長補佐
福岡市	道路下水道局	管理部長	路政課長
	住宅都市局	建築指導部長	建築指導課長・建築審査課長
	消防局	予防部長	指導課長
	市民局	生活安全・危機対策部長	防災・危機管理課長
	住宅都市局	都市づくり推進部長（会長）	都心再生課長（代表幹事）

福岡市地下街連絡協議会設置要領

(目 的)

第1条 福岡市における道路，駅前広場の区域に係る地下街の指導監督に関する連絡調整を行うため，福岡市地下街連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は，次の事項について協議する。

- (1) 地下街の設置及び既設地下街の改善に関する許認可等の行政処分に先立つ，関係行政機関の連絡調整に関する事項
なお，地下街の新設及び店舗部分等の増設を伴う地下街の増設計画については，主として地下街設置の必要性や緊急性及び基本的な配置計画に関する事項(以下「概要協議」という。)と主として防災，構造，維持管理等の計画に関する事項(以下「詳細協議」という。)の二段階による連絡調整を行うこととする。
- (2) 連絡調整にあたり必要となる技術基準（福岡市地下街基本方針）に関する事項
- (3) その他地下街に関し必要な事項

(組 織)

第3条 協議会は，次に掲げる委員をもって組織する。ただし，必要に応じて臨時委員をおくことができる。

福岡県警察本部	交通部	交通規制課長
〃	警備部	警備課長
福岡市	道路下水道局	管理部長
〃	住宅都市局	建築指導部長
〃	消防局	予防部長
〃	市民局	生活安全・危機対策部長
〃	住宅都市局	都市づくり推進部長

第4条 前条に掲げる者のほか，鉄道事業者をオブザーバーとすることができる。（ただし，駅との接続や当該鉄道事業者の財産の貸付け，譲渡又は交換に係わる場合に限る。）

(会 長)

第5条 協議会に会長を置き，福岡市住宅都市局都市づくり推進部長をもって充てる。

- 2 会長は，会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは，会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会の協議は，会長が必要があると認めるときに招集し，会長が議長となる。

(幹事会)

第7条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる幹事をもって組織し、必要に応じて臨時幹事及びオブザーバー（鉄道事業者）を置くことができる。

福岡県警察本部	交通部交通規制課長補佐
〃	警備部警備課課長補佐
福岡市	道路下水道局管理部路政課長
〃	住宅都市局建築指導部建築指導課長
〃	〃 建築審査課長
〃	消防局予防部指導課長
〃	市民局生活安全・危機対策部防災・危機管理課長
〃	住宅都市局都市づくり推進部都心再生課長

- 3 幹事会においては、協議会の協議事項について、事前に検討又は調整を行う。
- 4 協議事項のうち、次の事項については、協議会に代わって幹事会で協議することができる。
- (1) 地下街の3,000 m²未満の新增設に係る概要協議に関する事項
 - (2) 地下街の新增設に係る詳細協議（または同程度の内容）に関する事項
 - (3) 階段、通路等の位置及び幅員の変更、階段の増設又は撤去に関する事項
 - (4) 他の建築物及び地下駅との接続に関する事項
 - (5) 店舗等の区画の変更、撤去並びに軽微な増設に関する事項
 - (6) その他これらに類する軽易な変更
- 5 幹事会に代表幹事を置き、福岡市住宅都市局都市づくり推進部都心再生課長をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は必要に応じ代表幹事が招集する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福岡市住宅都市局都市づくり推進部都心再生課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年12月15日から施行する。

福岡市地下街基本方針

平成19年1月15日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この基本方針は、地下街の防災性並びに歩行者の安全と円滑な通行の確保及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 地下街 道路又は駅前広場（建設中の道路又は駅前広場を含む。以下同じ。）の区域内にあって、公共地下歩道等と公共地下歩道に面して設けられる店舗等が一体となった地下施設（公共地下駐車場が併設されている場合には、当該公共地下駐車場を含む。）をいう。ただし、公共地下歩道に面して設けられるものが、次の各号に掲げるもののみの場合は、地下街として扱わないものとする。

- ① 機械室等もっぱら公共地下歩道等の管理運営のためのもの。
- ② 臨時的又は簡易な構造のもの。

(2) 公共地下歩道 道路又は駅前広場の区域内にあり、公共の用に供されている地下通路をいう。

(3) 公共地下歩道等 道路又は駅前広場の区域内にあり、公共の用に供されている地下通路、広場及び階段等をいう。

(4) 店舗等 店舗、事務所等をいう。

(適用)

第3条 地下街を新築、増築又は改修（既設地下街における全体の面積の変更を伴わない区画の変更または用途の変更をいう。）をする場合、地下街を相互に接続又は地下街と他の施設と接続しようとする場合及び地下街の管理については、建築基準法、消防法、福岡市福祉のまちづくり条例その他の関係法令の定めるところによるほか、この基本方針による。

2 この基本方針の規定を満たさない部分を有する地下街については、極力改善措置を講じさせるほか、特に、この基本方針に適合するものとして増設（他の地下街又は他の建築物の地下階と接続する場合を含む。）を認める場合には、既設部分についても所用の改善措置を講じさせるものとする。

第2章 地下街の新設及び増設に関する基準

第1節 地下街の計画

(新設、増設の計画)

第4条 地下街の設置は、駐車場整備地区若しくは自動車発着数及び駐車場需要の増加が

著しい駅前広場における公共地下駐車場又は商業地域内の地上交通が著しく輻輳する地区において鉄道の主要駅、主要バスターミナルなどの主要交通施設相互間若しくはそれらと周辺を連絡する公共地下歩道で、(1)から(3)までの要件を満たすものを併せて建設するものであり、かつ、これらの公共地下駐車場又は公共地下歩道の管理の万全と利用効率の向上を図る等のためには地下街の設置が必要やむを得ない場合に限るものとする。

- (1) 道路又は駅前広場であつて、土地の高度利用を図るためその立体整備が必要と認められるものの区域に係るものであること。
- (2) 地上交通の安全と円滑を図るため、緊急に整備する必要があるものであること。
- (3) 当該地域の状況から、道路等の区域外又は上空に設けることが著しく困難又は不適當であること。

(他の計画との整合)

第5条 地下街の計画は、当該地区及び周辺地域の用途地域等の都市計画に合致したものであり、都市施設及び市街地開発事業に関する計画に適合し、かつ、それらの長期構想に支障を及ぼすおそれのないものとする。

- 2 公共地下駐車場又は公共地下歩道等は、都市計画として決定し、第7条の規定に該当する者が、都市計画事業として一体で整備することを基本とする。
- 3 公共地下歩道等及び公共地下駐車場の配置及び構造は、道路又は駅前広場の計画と調和し、一体として構成され、その機能を十分発揮するよう計画するとともに、それらの規模は、当該地域の長期的な開発整備の見通しに基づき計画するものとする。

(計画内容)

第6条 地下街の規模は、次の各号に規定する範囲内で公共地下歩道等又は公共地下駐車場を適正に管理し、利用するのに必要最小限のものとする。ただし、地下街の規模を算定するに当たって、「公共地下歩道」には地下広場、地上への避難階段及び歩行者支援施設を含み店舗内通路を含まないものとする。

- (1) 公共地下駐車場を併設する地下街にあつては、公共地下駐車場の部分を除く地下街の延べ面積は、公共地下駐車場の部分の延べ面積を超えないこと。
- (2) 地下街の店舗等（地下街の公共地下駐車場の部分又は附置義務駐車場及び公共地下歩道を除いた部分をいう。）の延べ面積は、公共地下歩道等の延べ面積を超えないこと。

ただし、公共地下歩道及び店舗双方に必要な管理運営施設並びに地下歩道利用者の利便性、快適性を向上させる公共サービス施設については、安全上支障がないと認められる場合には、当該施設の面積を店舗等の延べ面積から除外できるものとする。

(事業主体)

第7条 地下街の設置者及び管理者（以下「事業者」という。）は、次の各号に該当する者でなければならない。

第3 地下街

- (1) 地下街の設置及び管理に関し、确实かつ適正な計画を有するものであること。
 - (2) 地下街の設置及び管理を適正に遂行するにたる十分な資金計画、安定した経営基盤、技術能力及び管理能力を有するものであること。
- 2 地下街の事業者は、原則として国、福岡県及び福岡市又はこれに準ずる公法人（駅前広場に設ける地下街にあっては、当該駅前広場に係る鉄道事業又はバスターミナル事業を営む法人を含む。）又はこれらからおおむね3分の1以上の出資を受けている法人でなければならない。ただし、公共主体の出資が3分の1を下回る場合にあっては、地下街連絡協議会において、地下街の適正な設置及び管理を十分確保し得る措置が講じられていると認められるときは、この限りでない。

第2節 公共地下歩道等

（公共地下歩道等）

第8条 公共地下歩道等は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 公共地下歩道等の配置等地下街の全体計画は、利用者の利便性及び緊急時の避難の容易さを考慮した簡明な形状とすること。
- (2) 公共地下歩道の幅員は、次の計算式によって定めるものとし、その数値が5メートルに満たない場合には、5メートル以上とすること。ただし、公衆便所、機械室、防災センター等への通路については、この限りでない。

$$W = P / 1,600 + F$$

ただし、W：公共地下歩道の有効幅員（メートル）

P：当該地域の開発整備状況の予測等を考慮したおよそ20年後の予想最大1時間あたり歩行者数（人）（店舗等又は公共地下駐車場により誘発される歩行者数及び他の建築物の地下階と接続する場合には、それにより誘発される歩行者数を含めること。）

F：2メートルの余裕幅員

- (3) 地上に通ずる階段の有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (4) 地上に通ずる階段の出口、給排気孔等の地上に設ける工作物は極力道路区域外に設け、やむを得ず道路区域内に設ける場合には、地上の交通及び景観等に支障を与えないよう配慮することとし、これらを歩道内に設ける場合には、原則として3メートル以上の残幅員を確保すること。
- (5) 地上に通ずる階段の出口、給排気孔等の地上に設ける工作物は、浸水対策のための止水板等を設けること。
- (6) 原則として公共地下歩道の端部及び公共地下歩道のすべての部分からの歩行距離が50メートル以内となる位置に、防災上有効な地下広場を設けること。
なお、地下街を増設する場合にあっては、既存部分との接続部は、公共地下歩道の端部とみなすものとする。
- (7) 地下広場には、当該地下広場が分担する店舗等の床面積に応じて、防災上必要な排煙、採光等のための処置を講じ、かつ直接地上へ通ずる2以上の階段を設けること。

(地下街と他の施設との接続)

第9条 地下街と他の建築物の地下階とは、公共性があり、十分な安全性が確保される場合に限り接続を認めるものとする。

2 地下街と他の建築物の地下階とを接続する場合は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、防災上支障ないと認められるときは、この限りでない。

(1) 接続部の構造は、建築物側の部分に直接地上に通ずる避難上有効な階段及び附室を設け、その附室を介して地下街と接続するものとする。又、地下街側の部分に非常時自動降下するシャッター、又は直接地上に通ずる階段の設置等の避難上の安全措置を講じるものとする(附室が直接地下道に接する場合を除く。)

(2) 当該建築物の地下街と接続する階は、建築基準法施行令第128条の3第5項に規定する区画をしなければならない。この場合において、「地下街」とあるのは「地下街と接続する階」と読み替えるものとする。

(3) 当該建築物と地下街とは、非常時に同時通話できる通信設備を設けなければならない。

(4) 前3号の階段及び、新たに接続することとなる建築物の地上開口部等の地上に設ける工作物には、浸水対策のため止水板等を設けなければならない。

3 前項第1号の附室は、次の各号に掲げる構造としなければならない。

(1) 排煙設備(建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する構造又はそれと同等以上の性能を有するものに限る。)を設けること。

(2) 附室から地下街又は建築物に通ずる出入口の部分を除き、建築基準法第2条第1項第7号に規定する耐火構造(以下「耐火構造」という。)の壁で囲むこと。

(3) 天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料で行い、かつ、その下地を不燃材料で造ること。

(4) 第2号の出入口には、それぞれ建築基準法施行令第112条第1項及び第14項第2号に規定する特定防火設備(以下「特定防火設備」という。)を設けること。

(5) 接続した場合においても、全体として前条第1項第1号の条件を満足するものであること。

4 地下街と地下駅(地下に設けるバスターミナルを含む。)とを一体として、あるいは接続して設置する場合には、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 地下街と地下駅相互の防災センター間において同時に通話できる設備を設けること。

(2) 地下街と地下駅の利用者の流れを考慮し、円滑な通行を確保できるよう公共地下歩道を配置すること。

(3) 地下街と地下駅とは防火区画により緊急時に完全に遮断できる構造とすること。この場合、地下駅より直接地上へ通ずる2以上の階段を確保すること。

(荷さばき所)

第10条 駐車場の有無に関わらず、地上の交通に支障を与えない場所に荷さばき場を設けること。

第3 地下街

(防災センター)

第 11 条 地下街全体の状況を把握しやすい位置に、他の部分と防火区画がなされ、かつ、地上から容易に出入りできる構造の防災センターを設けること。なお、一団の地下街でその管理が二以上の者にわたる場合にあっては、当該一団の地下の防災管理が一の防災センターで行えるよう中央防災センターを設けること。ただし、各防災センター間の相互連携機能を持たせるなど、地下街連絡協議会で認める措置がなされる場合は、この限りでない。

2 地下街には、防災センターと消防機関、警察機関及びガス事業者（ガスを使用しない地下街にあってはガス事業者を除く。）との間で即時に通話できる設備を設けること。

(地下街駐車場と地下街の他の部分との接続)

第 12 条 地下駐車場とその他の部分とは、耐火構造の壁又は床で区画するものとし、開口部を設ける場合には、特別避難階段又はそれと同等以上の防火、防煙性能を有する施設を設けるものとする。なお、地下駐車場には、地下街の他の部分を通することなく直接地上へ通ずる 2 以上の階段を設けること。

(地下街の配置)

第 13 条 地下街の階層は、一層に限るものとする。ただし、駐車場、機械室、荷さばき場、倉庫及び消火用貯水槽については、この限りでない。

第 3 節 設備等

(設備等)

第 14 条 設備等は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 地上と無線交信が可能な無線通信補助設備を設けること。
- (2) 原則としてすべての部分を対象として、以下に列記する消防用設備を設けること。
 - ア スプリンクラー設備
 - イ 自動火災報知設備
 - ウ 連結送水管
 - エ 屋内消火栓設備
 - オ 放送設備
 - カ 排煙設備
 - キ 非常コンセント設備
 - ク 誘導灯
 - ケ 水噴霧消火設備等
- 2 非常電源設備として、保安上必要な電力が供給できる蓄電池設備又は自家発電設備を設けること。
- 3 地下街の消防用設備等及びその他の設備は、地震、火災、水害などの災害に対して十分な措置を講ずること。

(空調設備)

第 15 条 地下街の空気調和設備は、公共地下歩道等の部分と店舗等の部分とを別系統とすること。

(店舗等の制限)

第 16 条 地下街の通路、階段、店舗等の内装は、下地、仕上げとも建築基準法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する不燃材料を用いること。

2 広告物、装飾品は、建築基準法施行令第 1 条第 1 項第 6 号に規定する難燃材料以上又はこれと同等以上の難燃性能を有する材料を用いること。

3 地下街には、次の各号に掲げる営業内容の店舗を設けないこと。

- (1) 大型の商品を取り扱うもの等公共地下歩道の一般歩行者の通行に支障を及ぼすおそれのあるもの。
- (2) 爆発性の物件若しくは悪臭、騒音を発生する物件を保管し、又は設置し、公共地下歩道の一般歩行者に危害を及ぼし、又は不快の感を与えるおそれのあるもの。
- (3) 風俗営業等公共地下歩道の風紀を損なうおそれのあるもの。
- (4) 宿泊施設、興業場等地下街に設けることが適切でないもの。

(火気の制限及び火気使用店舗の配置)

第 17 条 店舗等においては、原則として裸火を使用してはならない。ただし、都市ガス等を配管方式で使用する場合は火気を使用する部分とその他の部分とを防火区画し、かつ、火気使用部分の周辺を防火上有効な構造とした場合は、この限りでない。

2 火気を使用する店舗等は、他の店舗等と防火区画された区域に集中配置しなければならない。ただし、福岡市地下街連絡協議会で、防災上支障がないと認めた場合は、この限りではない。

(ガス保安対策)

第 18 条 地下街においてガスを使用する場合には、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 地下街に設置する燃焼器は、金属管、金属可とう管又は強化ガスホースを用いてガス栓と接続すること。ただし、移動式燃焼器（強制給排気式ストーブを含む）にあたっては、ゴム管（両端に迅速継手の付いたもの又は過流出安全弁を内蔵するガス栓に接続するものに限る。）を用いて接続することができる。
- (2) 地下街に設置する燃焼器は、原則として、立ち消え安全装置付きのものとする。
- (3) 地下街へのガスの引込管は必要最小限の本数とし、配管は単純化するとともに、ガス管であることが容易に識別することができる識別措置を講ずること。
- (4) ガスの主要配管が天井裏等に設置される場合には、これらを保守管理するため点検口を設けること。
- (5) 管理者等は、ガス保安対策について、関係者の教育及び訓練、ガス施設の保守管理に関する事項並びに緊急時の措置に関する事項を管理規程に定めなければならない。

第3 地下街

らない。

- (6) 地下街には、防災センターで常時監視することができるガス漏れ（火災）警報設備を設けることとし、ガス漏れが発生した場合には、その情報を防災センターに集中するシステムとすること。
- (7) 地下街には、危急の場合に地下街へのガス供給を防災センターにおいて直ちにしゃ断する事ができる緊急ガスしゃ断装置を設けること。

第3章 地下街の管理

（公共地下歩道等の管理）

第19条 公共地下歩道等の管理においては、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 避難上支障となるおそれのあるものを設けないこと。
- (2) 歩行者の案内及び避難上に必要なわかりやすい案内板及び地図等を設けること。
- (3) 誘導灯及び歩行者の案内のための設備の視認性を妨げる広告等は設けないこと。

（管理規程）

第20条 地下街の設置者は、消防計画、駐車場管理等に関し、消防法、駐車場法などの定めるところによるほか当該地下街の供用開始に先立って、地下街に関する管理規程について地下街連絡協議会と協議し、提出しなければならない。また、管理規程を変更する場合も、同様とする。

2 管理規程には、次の各号に掲げる事項及びその他必要な事項を定めるものとする。

- (1) 公共地下歩道等に関する事項
 - ア 供用時間等に関する事項
 - イ 防災保安に関する事項
 - ウ 維持補修に関する事項
 - エ 広告等の掲出に関する事項
 - オ 禁止すべき行為に関する事項（催事等に関する事項を含む）
- (2) 店舗等に関する事項
 - ア 営業等に関する事項
 - イ 防災保安に関する事項
 - ウ 保安衛生に関する事項
 - エ 建物管理に関する事項

（地下街台帳）

第21条 地下街の管理者は、別途定める様式の地下街台帳を作成するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年1月15日から実施する。

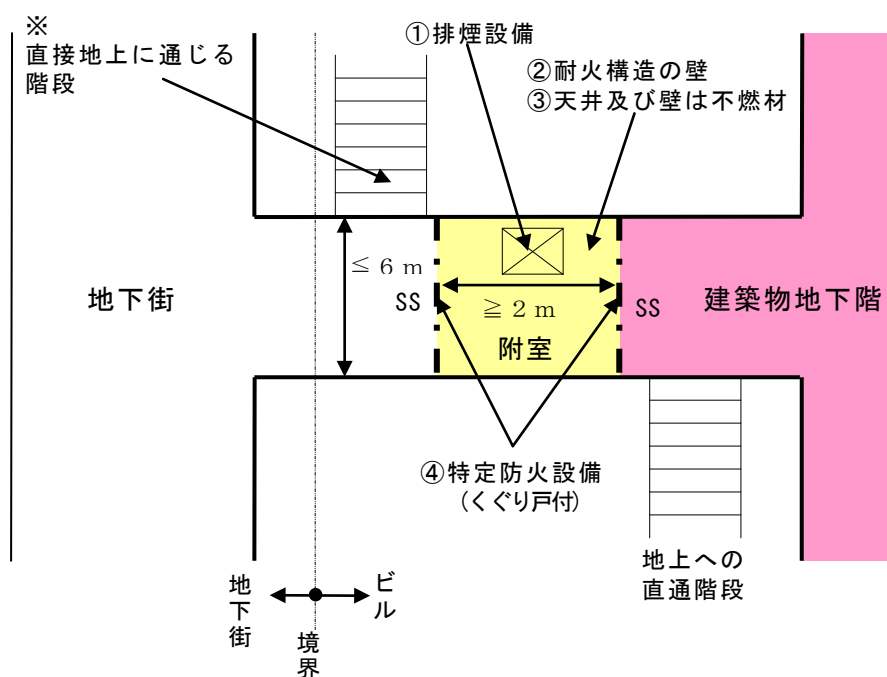
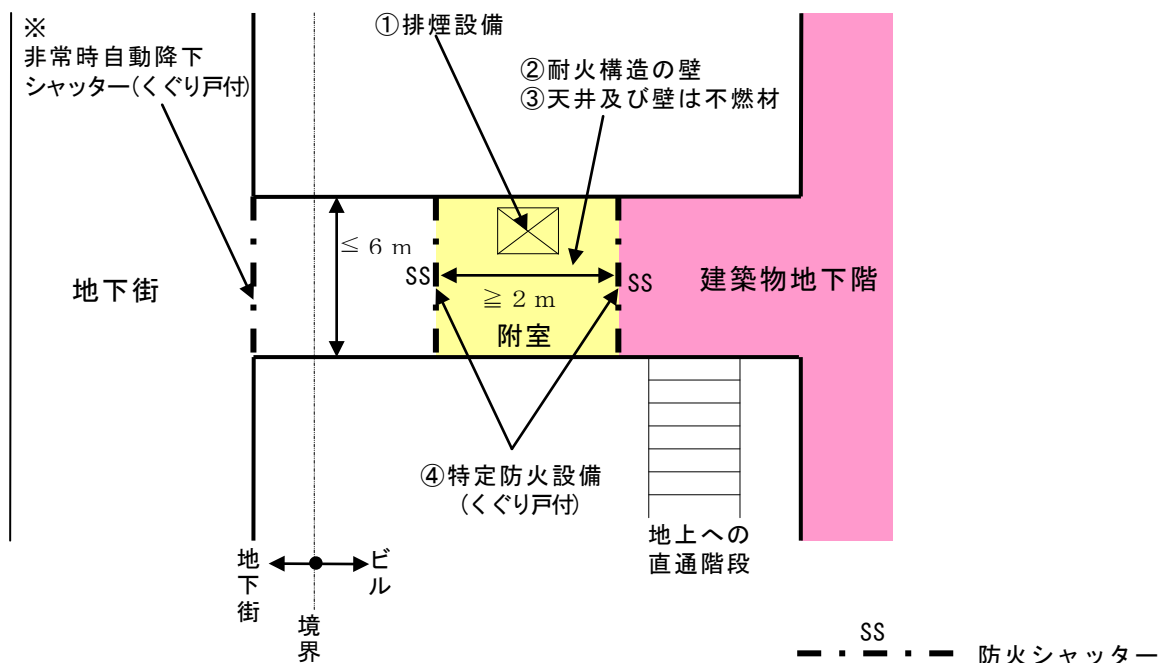
(地下街と他の施設との接続)

第9条 2 地下街と他の建築物の地下階とを接続する場合

- (1) 接続部の構造は、建築物側の部分に直接地上に通ずる避難上有効な階段及び附室を設け、その附室を介して地下街と接続するものとする。又、地下街側の部分に非常時自動降下するシャッター、又は直接地上に通ずる階段の設置等の避難上の安全措置を講じるものとする（附室が直接地下道に接する場合を除く。）。

第9条 3 附室の構造

- (1) 排煙設備を設けること。
 (2) 耐火構造の壁で囲むこと。
 (3) 天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料で行い、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
 (4) 出入口には、特定防火設備を設けること。



静岡市地下道等の設置に関する指導要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 事務手続（第3条・第4条）

第3章 設置基準

第1節 計画（第5条）

第2節 地下道（第6条―第16条）

第3節 地下道等の接続（第17条・第18条）

第4節 地下の構え等（第19条・第20条）

第5節 消防用設備等（第21条―第24条）

第6節 換気設備（第25条）

第7節 附帯施設（第26条・第27条）

第8節 店舗又は事務所等の制限（第28条―第30条）

第9節 維持管理（第31条―第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）その他の関係法令の定めるところによるほか、静岡市の区域において、地下道、地下街及び準地下街（以下「地下道等」という。）を新設し、増設し、若しくは改築し、又は既設の地下道等を相互に接続し、若しくは地下道等に建築物の地階を接続（以下「地下道等の設置等」という。）をする場合の地下道等の構造、設備及び維持管理に関する基準を定めることにより、道路交通の円滑化及び機能的な都市活動の確保を図るとともに、地域の安全を図り、もって地下道等の利用者の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）地下道 次のア又はイに掲げるものをいう。

ア 一般歩行者の通行の用に供される地下工作物内の道であつて、建築物の地階が接続するもの及び地下街又は準地下街を連絡するもの

- イ 建築物の地階にあって、事実上一般歩行者の通行の用に供されている通路
- (2) 地下街 地下工作物内において、地下道に面して設けられた店舗又は事務所等と当該地下道とが一体となったもので、道路、駅前広場その他の公共施設の区域内にあるものをいう。
- (3) 準地下街 次のアからウまでに掲げるものをいう。
- ア 建築物の地階が連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道が一体となったもの（第18条第2項又は第3項の規定に適合する建築物の地階の部分を除く。）
- イ 第1号イに掲げる地下道とこれに面して設けられた店舗又は事務所等が一体となったもの
- ウ 地下工作物内において、地下道に面して設けられた店舗又は事務所等と当該地下道とが一体となったもので、道路、駅前広場その他の公共施設の区域外にあるもの（建築物の地階の部分を除く。）
- (4) 地下の構え等 次のア又はイに掲げるものをいう。
- ア 地下工作物内において、地下道に面して設けられた店舗又は事務所等の一の用途又は用途上不可分の関係にある2以上の用途に供する一の区画
- イ 地下道に面して設けられた一の建築物の地階（第18条第2項又は第3項の規定に適合する建築物の地階の部分を除く。）
- (5) 特定防火設備 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項の規定による特定防火設備であって、同条第14項第2号に規定する構造を有するものをいう。

第2章 事務手続

(地下道等の設置に係る協議)

第3条 地下道等の設置をしようとする者は、あらかじめ、次章に規定する設置基準の適合性について、静岡市地下道等連絡協議会（以下「協議会」という。）に協議するものとする。

2 前項の協議は、次に定める方法により行うものとする。

地下道等を設置しようとする者は、地下道等の設置に関する協議書（様式第1号）に次に掲げる図書を添付して、協議会に提出するものとする。

- ア 計画書（A4を原則とする。）
- イ 位置図（縮尺が1万分の1までの程度であるもの）
- ウ 地下道等の全体計画（縮尺が50分の1から500分の1までの程度であるもの）
- エ 建築物の地階及び1階の平面図（縮尺が50分の1から500分の1までの程度であるもの）
- オ 附室、階段等の詳細図（縮尺が50分の1から500分の1までの程度であるもの）

- カ 配置図（縮尺が50分の1から500分の1までの程度であるもの）
 - キ 立面図（縮尺が50分の1から500分の1までの程度であるもの）
 - ク 断面図（縮尺が50分の1から500分の1までの程度であるもの）
 - ケ 確認表（様式第2号）
 - コ アからケまでに掲げるもののほか、協議会で必要と認める図書
- （回答）

第4条 協議会は、前条の協議があった場合は、当該協議をした者に対し、その適否について、必要に応じ意見を付して、回答するものとする。

第3章 設置基準

第1節 計画

（地下道等の設置等に係る計画）

第5条 地下道等の設置等に係る計画は、次に掲げる要件のいずれかを満たす地下道を併せて建設するものでなければならない。

- （1）地上交通が著しく輻輳する地区において、鉄道の主要駅、主要バスターミナル等の主要交通施設相互間又はそれらと周辺を連絡するために必要なものであること。
- （2）市街地開発事業等が完了し、又はその実施が見込まれ、かつ、都市計画上の観点からその立体的整備が必要と認められる区域内にあること。
- （3）交通の安全と円滑を図るため、緊急に整備する必要があるものであること。
- （4）当該地域の状況又は交流の状況から道路等の区域外又は上空に設けることが著しく困難又は不相当と認められること。

2 建築物の地階と地下道等との接続は、地下道の管理及び利用率の向上を図るため、その接続が必要であると認められるものでなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、地下道等の設置等に係る計画は、当該地域の土地利用、市街地開発事業及び道路、公園、上下水道等の整備状況を勘案するとともに、それらに関する都市計画に適合し、かつ、それらの長期的な構想に支障を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第2節 地下道

（地下道の平面及び縦断形状）

第6条 地下道は、利用者の利便及び緊急時の避難の容易さを考慮した簡明な形状とし、次の各号に定めるところによるものとする。

- （1）交差部を除き、原則として鋭角の屈曲部がないこと。

- (2) 出入口の部分を除き、原則として段又は20分の1を超えるこう配がないこと。
- (3) 突出部は原則として設けないこととし、やむを得ず設ける場合には、その突出部及び周辺の地下道の有効幅員には、十分な余裕をおくこと。

(地下道の有効幅員)

第7条 地下道の有効幅員は、次式で算定した数値以上とする。

$$W = (P / 1600) + F$$

2 前項の算式における次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) W 地下道の有効幅員 (単位：メートル)
- (2) P 当該地下道の20年後に予想される1時間当たりの最大の歩行者の数 (地下街又は準地下街の店舗若しくは事務所等又は接続する建築物の地階によって誘発される歩行者の数を含む。) (単位：人)
- (3) F 地下道に面する店舗又は事務所等がある場合は2、その他の場合は1

3 第1項の規定により算定した数値が次の各号に掲げる地下道等の区分に応じ当該各号に定める数値を下回る場合は、同項の規定にかかわらず、地下道の有効幅員は当該数値以上とする。

- (1) 地下街にあるもの又は準地下街にあって地下の構え等が両側にあるもの 6メートル
- (2) 準地下街にあって地下の構え等が片側のみにあるもの 5メートル
- (3) 次のア又はイに掲げるもの 4メートル
 - ア 地下街又は準地下街を相互に連絡するもの
 - イ 建築物の地階 (第18条第2項又は第3項の規定に適合する建築物の地階若しくはその地階の部分を除く。) に接続するもの
- (4) 前3号に定めるもの以外のもの 2.5メートル

(地下道の天井の高さ)

第8条 地下道の天井の高さは、地下街又は準地下街にあっては3メートル以上、その他にあっては2.5メートル以上とする。

(地下道の末端の出入口の幅員)

第9条 地下道の末端には、地上に直接通ずる出入口を設けるものとし、その幅員 (末端に出入口が2以上あるときは、それぞれの出入口の幅員の合計) は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 地下街又は準地下街にある地下道にあっては、当該地下道の幅員以上であること。
- (2) 前号の地下道以外の地下道にあっては、第7条の規定により当該地下道に必要とされる

有効幅員以上であること。

(地下道の内装)

第10条 地下道の内装は、仕上げ及び下地のいずれも不燃材料を用いるものとする。

(地下道の非常用照明設備)

第11条 地下道には、地下街の各構えに接する地下道に設ける非常用の照明設備、排煙設備及び排水設備の構造を定める件（昭和44年建設省告示第1730号。以下「告示」という。）第1の規定に適合する非常用の照明設備を設けるものとする。

(地下道の排煙設備)

第12条 地下街又は準地下街にある地下道には、告示第2の規定に適合する排煙設備を設けるものとする。

(地下道の排水設備)

第13条 地下街又は準地下街にある地下道には、告示第3の規定に適合する排水設備を設けるものとする。

2 前項の地下道以外の地下道には、流入する雨水及び地下水などの排水処理を自然排水により行うことが困難である場合は、機械排水設備を設けるものとする。

(地上への直通階段)

第14条 地下道には、地上への直通階段（避難上安全な地上の道路、公園、広場等に通ずるものに限る。以下同じ。）を設けるものとし、地下道の各部分から当該直通階段までの距離は、30メートル以下とする。

2 前項の規定による地上への直通階段は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 地下の構え等の出入口から3メートル以上離れていること。
- (2) 有効幅員は、原則として1.5メートル以上とすること。
- (3) けあげの高さは、15センチメートル以下とし、踏面の幅は、30センチメートル以上とすること。
- (4) 階段の出入口を地上の歩道に設ける場合には、原則として3メートル以上の歩道部（公開空地等を含む。）を確保すること。

(地下広場等)

第15条 地下街又は準地下街（第2条第3号イに掲げるものを除く。）には、防災上有効な地下広場を、地下道の各部分から当該地下広場までの距離が50メートル以下である位置に設けるものとし、その地下広場は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 地下広場の延べ面積は、その地下広場が分担する地下街の面積に相応した大ききとする

こと。

(2) 防災上必要な排煙、採光等のための吹抜けを設けること。

(3) 前条第2項の規定に適合する地上への直通階段を、原則として2以上設けること。

2 地下街又は準地下街に接続している地下道（地下街又は準地下街にあるもの以外のもの
その延長が150メートルを超えるものに限る。以下この項において同じ。）及び建築物の地階
に接続している地下道には、防災上必要な排煙、採光等のための吹抜けを、当該地下道の各
部分からその当該吹抜けまでの距離が75メートル以下である位置に設けるものとする。

(店舗又は事務所等の面積)

第16条 地下街又は準地下街（第2条第3号イに掲げるものを除く。）における店舗又は事務所
等の延べ面積は、原則として当該地下街又は準地下街における地下道の延べ面積を超えない
ものとする。

第3節 地下道等の接続

(地下道等の相互の接続)

第17条 地下道等が相互に接続する場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該地下
道等は、それぞれ別の地下道等とみなす。

(1) 地下街又は準地下街が、地下道（地下街又は準地下街にあるものを除く。）によって相互
に接続されており、当該地下道の延長が40メートル以上のもの又は当該地下道の延長が20
メートル以上であって、かつ、当該地下道と地下街又は準地下街との接続部が特定防火設
備で区画されているもの

(2) 地下道（地下街又は準地下街にあるものを除く。）が地下街又は準地下街と接続する場合
であって、次のア又はイに該当するもの

ア 接続部に第15条第1項各号の規定に適合する地下広場が設けられているもの

イ 接続部が特定防火設備で区画されており、かつ、その部分に地上への直通階段（地下
道の幅員以上の幅員（2以上の直通階段がある場合にはその幅員の合計）を有するもの
に限る。）及び排煙口若しくは排煙設備が設けられているもの

(地下道等と建築物の地階の接続)

第18条 建築物の地階が地下街にある地下道と接続する場合の接続部は、次の各号に定めると
ころによるものとする。

(1) 建築物の地階側に附室（耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されているも
のに限る。）を設けることとし、その附室は、地上への直通階段及び排煙設備を有すること。

(2) 地下道側には、吹抜け又は排煙設備を有する地上への直通階段を設けること。

2 建築物の地階（床面積が500平方メートルを超えるものに限る。）が地下道（地下街にあるものを除く。次項において同じ。）と接続する場合の接続部は、前項の規定又は「特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなす場合の判定基準及び指定方法について」（昭和50年3月11日付け消防安第32号消防庁通達。以下「判定基準」という。）第1の1から5の基準に適合させるものとする。

3 建築物の地階（床面積が500平方メートル以下のものに限る。）が地下道との接続部は、第1項の規定又は判定基準第1の1から5の基準に適合させるよう努めるものとする。

第4節 地下の構え等

（地下の構え等の防火区画）

第19条 地下の構え等と地下道は、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画するものとする。

2 地下の構え等と他の地下の構え等は、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画するものとする。

（地下の構え等の内装）

第20条 地下の構え等の内装は、仕上げ及び下地に不燃材料を用いるものとし、看板、広告物、装飾品、陳列台等は、不燃性材料を用いるよう努めるものとする。

第5節 消防用設備等

（地下街又は準地下街における消防用設備等）

第21条 地下街又は準地下街には、消防法の規定により、消防用設備等（消防法第17条第1項に規定するもの）を設けるものとする。

2 準地下街のうち地下の構え等に面する地下道であって通行の用に供される部分には、スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッド及び自動火災報知設備の感知器を設置するものとする。

（建築物の地階、地下道等を相互に結ぶ放送設備）

第22条 建築物の地階、地下道等が相互に接続する場合であって、次に掲げるときには、接続するそれぞれの施設を相互に結ぶ一体の放送設備（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第7条第3項第4号ハに掲げるもの）を設けるものとする。

（1）一団の地下街又は準地下街が2以上近接している場合

（2）地下道（地下街又は準地下街にあるものを除く。次号において同じ。）又は建築物の地階が、地下街又は準地下街と接続する場合

（3）建築物の地階（床面積が500平方メートルを超えるものに限る。）が地下道と接続する場

合

(防災センター)

第23条 地下街又は準地下街には、当該地下街又は準地下街の全体の状況を把握しやすい位置に、他の部分と完全に防火、防煙区画がなされ、かつ、地上から容易に出入りできる構造の防災センターを設けるものとする。

2 一団の地下街又は準地下街の管理を2以上の者が行う場合は、当該一団の地下街又は準地下街の防災管理を行う中央防災センターを設けるものとする。

3 防災センター又は中央防災センターには、消防機関、警察機関及びガス事業者（ガスを使用しない地下街を除く。）との間で即時に通話できる設備を設けるものとする。

4 一団の地下街又は準地下街が2以上近接している場合は、それぞれの防災センター又は中央防災センター相互を連絡する緊急通話設備を設けるものとする。

(地下道の避難口誘導灯及び通路誘導灯)

第24条 地下道（地下街又は準地下街にあるもの以外のものであって、延長が100メートルを超えるものに限る。）には、階段その他の避難上の設備がある場所に、避難口誘導灯及び通路誘導灯（非常用電源を附置したものに限る。）を設けるものとする。

第6節 換気設備

第25条 地下街又は準地下街には、建築基準法施行令第129条の2の6第2項各号の規定に適合する機械換気設備を設けるものとする。

第7節 附帯施設

(駐車場)

第26条 公共地下駐車場を設けない地下街又は準地下街には、静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（平成15年静岡市条例第236号）の規定に基づく駐車施設を設置するものとする。この場合において、延べ面積については、地下街又は準地下街の全面積（当該駐車施設の部分を除く。）を延べ面積の算出対象とする。

(荷さばき場)

第27条 地下街又は準地下街には、地上の交通に支障を与えない場所に、荷さばき場を設けるものとする。ただし、準地下街にある建築物の地階で、地上の階から荷物の搬入及び搬出ができる場合は、この限りでない。

第8節 店舗又は事務所等の制限

(店舗又は事務所等の用途の制限)

第28条 地下街又は準地下街には、次に掲げる店舗又は事務所等を設けないものとする。

- (1) 大型の商品を取扱う等地下道の一般歩行者の通行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 爆発性を有する物件又は悪臭若しくは騒音を発生する物件を保管し、又は設置することにより、地下道の一般歩行者に危害を及ぼし、又は不快の感を与えるおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等地下道等の風紀を損なうおそれのあるもの
- (4) 宿泊施設、興業場等地下街に設けることが適切でないもの
(火気を使用する店舗又は事務所等の配置)

第29条 地下街にある店舗又は事務所等では、裸火を使用してはならない。ただし、都市ガス等を配管方式で使用し、火気を使用する部分とその他の部分とを防火区画し、かつ、火気を使用する部分の周辺を防火上有効な構造とした場合で、消防長又は消防署長が認めたものについては、この限りでない。

2 準地下街にある店舗又は事務所等で裸火を使用する場合には、静岡市火災予防条例（平成15年静岡市条例第286号）を準用するものとする。

(ガス保安対策)

第30条 地下街又は準地下街においてガスを使用する場合には、ガス事業法、消防法、建築基準法その他の関係法令に定めるところによるほか、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 地下街又は準地下街に設置する燃焼器は、金属管、金属可とう管又は強化ガスホースを用いてガス栓と接続すること。ただし、移動式燃焼器（強制給排気式ストーブを含む。）にあっては、ゴム管（両端に迅速継手の付いたもの又は過流安全弁を内蔵するガス栓に接続するものに限る。）を用いて接続することができる。
- (2) 地下街又は準地下街へのガスの引込管は、必要最小限の本数とし、配管は単純化するとともに、ガス管であることが容易に識別することができる識別措置を講ずること。
- (3) ガスの主要配管が天井裏等に設置される場合には、これらを保守管理するため点検口を設けること。
- (4) 地下街又は準地下街には、防災センターで常時監視することができるガス漏れ（火災）警報設備を設けることとし、ガス漏れが発生した場合には、その情報を防災センターに集中するシステムとすること。
- (5) 地下街又は準地下街には、危急の場合に地下街又は準地下街へのガスの供給を防災センターにおいて直ちに遮断することができる緊急ガス遮断装置を設けること。

第9節 維持管理

(見通しを妨げる広告物等の制限)

第31条 地下道には、誘導灯及び案内板の見通しを妨げる広告物、看板等を設けないものとする

る。

(地下道の管理者)

第32条 地下道(第2条第1号イに掲げるものを除く。)は、国若しくは地方公共団体又はこれに準ずる機関が管理するものとする。

(管理規程)

第33条 地下街又は準地下街の設置者は、当該施設を使用するに先立ち、当該施設に関する管理規程を定めるものとする。

2 前項の管理規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 地下道に関する事項

- ア 供用時間等に関する事項
- イ 防災及び保安に関する事項
- ウ 維持及び補修に関する事項
- エ 広告等の掲出に関する事項
- オ 禁止すべき行為に関する事項

(2) 店舗又は事務所等に関する事項

- ア 営業に関する事項
- イ 防災及び保安に関する事項
- ウ 保健衛生に関する事項
- エ 建物の管理に関する事項

3 地下街又は準地下街の設置者は、第1項の管理規程を定める場合には、あらかじめ、近接又は隣接する地下街又は準地下街の管理者と協議するものとする。

4 地下街又は準地下街の設置者は、第1項の管理規程を定めた場合には遅滞なく協議会に届け出るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年11月9日から施行する。

(既存の地下道等の取扱い)

2 この要綱の施行の際、現に存する地下道等であって、この要綱の定める基準に適合しないものについては、当該地下道等を設置する者は、当該地下道等を、この要綱に定める基準に適合させるため必要な改善を行うよう努めるものとする。

浜松市地下道等の設置に関する指導要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 事務手続（第3条・第4条）
- 第3章 設置基準
 - 第1節 計画（第5条）
 - 第2節 地下道（第6条 - 第16条）
 - 第3節 地下道等の接続（第17条・第18条）
 - 第4節 地下の構え等（第19条・第20条）
 - 第5節 消防用設備等（第21条 - 第24条）
 - 第6節 換気設備（第25条）
 - 第7節 附帯施設（第26条・第27条）
 - 第8節 店舗又は事務所等の制限（第28条 - 第30条）
 - 第9節 維持管理（第31条 - 第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）その他の関係法令の定めるところによるほか、浜松市の区域において、地下道、地下街及び準地下街（以下「地下道等」という。）を新設し、増設し、若しくは改築し、又は既設の地下道等を相互に接続し、若しくは地下道等に建築物の地階を接続（以下「地下道等の設置等」という。）をする場合の地下道等の構造、設備及び維持管理に関する基準を定めることにより、道路交通の円滑化及び機能的な都市活動の確保を図るとともに、地域の安全を図り、もって地下道等の利用者の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地下道 次のア又はイに掲げるものをいう。

ア 一般歩行者の通行の用に供される地下工作物内の道であって、建築物の地階が接続するもの及び地下街又は準地下街を連絡するもの

イ 建築物の地階にあって、事実上一般歩行者の通行の用に供されている通路

- (2) 地下街 地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に設けられたものとその地下道とをあわせたものをいう。
- (3) 準地下街 建築物の地階（地下街の各階を除く。）で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。
- (4) 地下の構え等 次のア又はイに掲げるものをいう。
 - ア 地下工作物内において、地下道に面して設けられた店舗又は事務所等の一の用途又は用途上不可分の関係にある2以上の用途に供する一の区画
 - イ 地下道に面して設けられた一の建築物の地階（第18条第3号の規定に適合する建築物の地階の部分を除く。）
- (5) 特定防火設備 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項の規定による特定防火設備であって、同条第14項第2号に規定する構造を有するものをいう。

第2章 事務手続

（地下道等の設置に係る協議）

第3条 地下道等の設置をしようとする者は、あらかじめ、次章に規定する設置基準の適合性について、浜松市地下道等連絡協議会（以下「協議会」という。）に協議するものとする。

2 地下道等を設置しようとする者は、地下道等の設置に関する協議書（様式第1号）に次に掲げる図書を添付して、協議会に提出するものとする。

- ア 計画書（A4を原則とする。）
- イ 位置図（縮尺が1万分の1までの程度であるもの）
- ウ 地下道等の全体計画（縮尺が50分の1から500分の1までの程度であるもの）
- エ 建築物の地階及び1階の平面図（縮尺が50分の1から500分の1までの程度であるもの）
- オ 附室、階段等の詳細図（縮尺が50分の1から500分の1までの程度であるもの）
- カ 配置図（縮尺が50分の1から500分の1までの程度であるもの）
- キ 立面図（縮尺が50分の1から500分の1までの程度であるもの）
- ク 断面図（縮尺が50分の1から500分の1までの程度であるもの）
- ケ 確認表（様式第2号）
- コ アからケまでに掲げるもののほか、協議会で必要と認める図書

（回答）

第4条 協議会は、前条の協議があった場合は、当該協議をした者に対し、その適否について、必要に応じ意見を付して、回答するものとする。

第3章 設置基準

第1節 計画

(地下道等の設置等に係る計画)

第5条 地下道等の設置等に係る計画は、次に掲げる要件のいずれかを満たす地下道を併せて建設するものでなければならない。

- (1) 地上交通が著しく輻輳する地区において、鉄道の主要駅、主要バスターミナル等の主要交通施設相互間又はそれらと周辺を連絡するために必要なものであること。
- (2) 市街地開発事業等が完了し、又はその実施が見込まれ、かつ、都市計画上の観点からその立体的整備が必要と認められる区域内にあること。
- (3) 地上交通の安全と円滑を図るため、緊急に整備する必要のあるものであること。
- (4) 当該地域の状況又は交流の状況から道路等の区域外又は上空に設けることが著しく困難又は不相当と認められること。

2 建築物の地階と地下道等との接続は、地下道の管理及び利用率の向上を図るため、その接続が必要であると認められるものでなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、地下道等の設置等に係る計画は、当該地域の土地利用、市街地開発事業及び道路、公園、上下水道等の整備状況を勘案するとともに、それらに関する都市計画に適合し、かつ、それらの長期的な構想に支障を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第2節 地下道

(地下道の平面及び縦断形状)

第6条 地下道は、利用者の利便及び緊急時の避難の容易さを考慮した簡明な形状とし、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 交差部を除き、原則として鋭角の屈曲部がないこと。
- (2) 出入口の部分を除き、原則として段又は20分の1を超えるこう配がないこと。
- (3) 突出部は原則として設けないこととし、やむを得ず設ける場合には、その突出部及び周辺の地下道の有効幅員には、十分な余裕をおくこと。

(地下道の有効幅員)

第7条 地下道の有効幅員は、次式で算定した数値以上とする。

$$W = (P / 1600) + F$$

2 前項の算式における次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) W 地下道の有効幅員（単位：メートル）
- (2) P 当該地下道の20年後に予想される1時間当たりの最大の歩行者の数（地下街又は準地下街の店舗若しくは事務所等又は接続する建築物の地階によって誘発される歩行者の数を含む。）（単位：人）
- (3) F 地下道に面する店舗又は事務所等がある場合は2、その他の場合は1

3 第1項の規定により算定した数値が次の各号に掲げる地下道等の区分に応じ当該各号に定める数値を下回る場合は、同項の規定にかかわらず、地下道の有効幅員は当該数値以上とする。

- (1) 地下街にあるもの又は準地下街にあって地下の構え等が両側にあるもの 6メートル
- (2) 準地下街にあって地下の構え等が片側のみにあるもの 5メートル
- (3) 次のア又はイに掲げるもの 4メートル
 - ア 地下街又は準地下街を相互に連絡するもの
 - イ 建築物の地階（第18条第3号の規定に適合する建築物の地階若しくはその地階の部分を除く。）に接続するもの
- (4) 前3号に定めるもの以外のもの 2.5メートル

（地下道の天井の高さ）

第8条 地下道の天井の高さは、地下街又は準地下街にあっては3メートル以上、その他にあっては2.5メートル以上とする。

（地下道の末端の出入口の幅員）

第9条 地下道の末端には、地上に直接通ずる出入口を設けるものとし、その幅員（末端に出入口が2以上あるときは、それぞれの出入口の幅員の合計）は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 地下街又は準地下街にある地下道にあっては、当該地下道の幅員以上であること。
- (2) 前号の地下道以外の地下道にあっては、第7条の規定により当該地下道に必要とされる有効幅員以上であること。

（地下道の内装）

第10条 地下道の内装は、仕上げ及び下地のいずれも不燃材料を用いるものとする。

（地下道の非常用照明設備）

第11条 地下道には、地下街の各構えに接する地下道に設ける非常用の照明設備、排煙

設備及び排水設備の構造を定める件（昭和44年建設省告示第1730号。以下「告示」という。）第1の規定に適合する非常用の照明設備を設けるものとする。

（地下道の排煙設備）

第12条 地下街又は準地下街にある地下道には、告示第2の規定に適合する排煙設備を設けるものとする。

（地下道の排水設備）

第13条 地下街又は準地下街にある地下道には、告示第3の規定に適合する排水設備を設けるものとする。

2 前項の地下道以外の地下道には、流入する雨水及び地下水などの排水処理を自然排水により行うことが困難である場合は、機械排水設備を設けるものとする。

（地上への直通階段）

第14条 地下道には、地上への直通階段（避難上安全な地上の道路、公園、広場等に通ずるものに限る。以下同じ。）を設けるものとし、各部分からその一に至る歩行距離は、30メートル以下とする。

2 前項の規定による地上への直通階段は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 地下の構え等の出入口から3メートル以上離れていること。
- (2) 有効幅員は、原則として1.5メートル以上とすること。
- (3) けあげの高さは、15センチメートル以下とし、踏面の幅は、30センチメートル以上とすること。
- (4) 階段の出入口を地上の歩道に設ける場合には、原則として3メートル以上の歩道部（公開空地等を含む。）を確保すること。

（地下広場等）

第15条 地下街又は準地下街（地下道の延長が50メートルを超えるものに限る。）には、防災上有効な地下広場を、地下道の端部及び地下道の各部分からの歩行距離が50メートル以下である位置に設けるものとし、その地下広場は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 地下広場の延べ面積は、その地下広場が分担する地下街の面積に相応した大きさとすること。
 - (2) 防災上必要な排煙、採光等のための吹抜けを設けること。
 - (3) 前条第2項の規定に適合する地上への直通階段を、原則として2以上設けること。
- 2 地下街又は準地下街に接続している地下道（地下街又は準地下街にあるもの以外のもの）でその延長が150メートルを超えるものに限る。以下この項において同じ。）及び

建築物の地階に接続している地下道には、防災上必要な排煙、採光等のための吹抜けを、当該地下道の各部分からその当該吹抜けまでの距離が75メートル以下である位置に設けるものとする。

(店舗又は事務所等の面積)

第16条 地下街又は準地下街における店舗又は事務所等の延べ面積は、原則として当該地下街又は準地下街における地下道の延べ面積を超えないものとする。

第3節 地下道等の接続

(地下道等の相互の接続)

第17条 地下道等が相互に接続する場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該地下道等は、それぞれ別の地下道等とみなす。

(1) 地下街又は準地下街が、地下道(地下街又は準地下街にあるものを除く。)によって相互に接続されており、当該地下道の延長が40メートル以上のもの又は当該地下道の延長が20メートル以上であって、かつ、当該地下道と地下街又は準地下街との接続部が特定防火設備で区画されているもの

(2) 地下道(地下街又は準地下街にあるものを除く。)が地下街又は準地下街と接続する場合であって、次のア又はイに該当するもの

ア 接続部に第15条第1項各号の規定に適合する地下広場が設けられているもの

イ 接続部が特定防火設備で区画されており、かつ、その部分に地上への直通階段(地下道の幅員以上の幅員(2以上の直通階段がある場合にはその幅員の合計)を有するものに限る。)及び排煙口若しくは排煙設備が設けられているもの

(地下道等と建築物の地階の接続)

第18条 建築物の地階が地下街にある地下道と接続する場合の接続部は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 建築物の地階側に附室(耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されているものに限る。)を設けることとし、その附室は、地上への直通階段及び排煙設備を有すること。

(2) 地下道側には、吹抜け又は排煙設備を有する地上への直通階段を設けること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、「特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなす場合の判定基準及び指定方法について」(昭和50年3月11日付け消防安第32号消防庁通達。)第1の1号から5号の基準に適合させること。

第4節 地下の構え等

(地下の構え等の防火区画)

第19条 地下の構え等と地下道は、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画するものとする。

2 地下の構え等とこれに接する他の地下の構え等とは、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画するものとする。

(地下の構え等の内装)

第20条 地下の構え等の内装は、仕上げ及び下地に不燃材料を用いるものとし、看板、広告物、装飾品、陳列台等は、不燃性材料を用いるよう努めるものとする。

第5節 消防用設備等

(地下街又は準地下街における消防用設備等)

第21条 地下街には、すべての部分を対象としてスプリンクラー設備、水噴霧消火設備等、自動火災報知設備、放送設備、誘導灯、排煙設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備その他の消防用設備等を設けるものとする。

2 準地下街には、すべての部分を対象としてスプリンクラー設備、自動火災報知設備、放送設備、誘導灯その他の消防用設備等を設けるものとする。

(建築物の地階、地下道等を相互に結ぶ放送設備)

第22条 建築物の地階、地下道等が相互に接続する場合であって、次に掲げるときには、接続するそれぞれの施設を相互に結ぶ一体の放送設備(消防法施行令(昭和36年政令第37号)第7条第3項第4号八に掲げるもの)を設けるものとする。

(1) 一団の地下街又は準地下街が2以上近接している場合

(2) 地下道(地下街又は準地下街にあるものを除く。次号において同じ。)又は建築物の地階が、地下街又は準地下街と接続する場合

(3) 建築物の地階(床面積が500平方メートルを超えるものに限る。)が地下道と接続する場合

(防災センター等)

第23条 地下街又は準地下街には、当該地下街又は準地下街の全体の状況を把握しやすい位置に、他の部分と完全に防火、防煙区画がなされ、かつ、地上から容易に出入りできる構造の防災センターを設けるものとする。

2 一団の地下街又は準地下街の管理を2以上の者が行う場合は、当該一団の地下街又は準地下街の防災管理を行う中央防災センターを設けるものとする。

- 3 防災センター又は中央防災センターには、消防機関、警察機関及びガス事業者（ガスを使用しない地下街を除く。）との間で即時に通話できる設備を設けるものとする。
- 4 一団の地下街又は準地下街が2以上近接している場合は、それぞれの防災センター又は中央防災センター相互を連絡する緊急通話設備を設けるものとする。

（地下道の避難口誘導灯及び通路誘導灯）

第24条 地下道（地下街又は準地下街にあるもの以外のものであって、延長が100メートルを超えるものに限る。）には、階段その他の避難上の設備がある場所に、避難口誘導灯及び通路誘導灯（非常用電源を附置したのものに限る。）を設けるものとする。

第6節 換気設備

第25条 地下街又は準地下街には、建築基準法施行令第129条の2の6第2項各号の規定に適合する機械換気設備を設けるものとする。

第7節 附帯施設

（駐車場）

第26条 公共地下駐車場を設けない地下街又は準地下街には、建築物における駐車施設の附置に関する条例（昭和39年浜松市条例第22号）の規定に基づく駐車施設を設置するものとする。この場合において、延べ面積については、地下街又は準地下街の全面積（当該駐車施設の部分を除く。）を延べ面積の算出対象とする。

（荷さばき場）

第27条 地下街又は準地下街には、地上の交通に支障を与えない場所に、荷さばき場を設けるものとする。ただし、準地下街にある建築物の地階で、地上の階から荷物の搬入及び搬出ができる場合は、この限りでない。

第8節 店舗又は事務所等の制限

（店舗又は事務所等の用途の制限）

第28条 地下街又は準地下街には、次に掲げる店舗又は事務所等を設けないものとする。

- (1) 大型の商品を取扱う等地下道の一般歩行者の通行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 爆発性を有する物件又は悪臭若しくは騒音を発生する物件を保管し、又は設置することにより、地下道の一般歩行者に危害を及ぼし、又は不快の感を与えるおそれのあるもの

- (3) 風俗営業等地下道等の風紀を損なうおそれのあるもの
- (4) 宿泊施設、興業場等地下街に設けることが適切でないもの

(火気を使用する店舗又は事務所等の配置)

第29条 地下街にある店舗又は事務所等では、裸火を使用してはならない。ただし、都市ガス等を配管方式で使用し、火気を使用する部分とその他の部分とを防火区画し、かつ、火気を使用する部分の周辺を防火上有効な構造とした場合で、消防署長が認めたものについては、この限りでない。

(ガス保安対策)

第30条 地下街又は準地下街においてガスを使用する場合には、ガス事業法、消防法、建築基準法その他の関係法令に定めるところによるほか、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 地下街又は準地下街に設置する燃焼器は、金属管、金属可とう管又は強化ガスホースを用いてガス栓と接続すること。ただし、移動式燃焼器(強制給排気式ストーブを含む。)にあっては、ゴム管(両端に迅速継手の付いたもの又は過流安全弁を内蔵するガス栓に接続するものに限る。)を用いて接続することができる。
- (2) 地下街又は準地下街へのガスの引込管は、必要最小限の本数とし、配管は単純化するとともに、ガス管であることが容易に識別することができる識別措置を講ずること。
- (3) ガスの主要配管が天井裏等に設置される場合には、これらを保守管理するため点検口を設けること。
- (4) 地下街又は準地下街には、防災センターで常時監視することができるガス漏れ(火災)警報設備を設けることとし、ガス漏れが発生した場合には、その情報を防災センターに集中するシステムとすること。
- (5) 地下街又は準地下街には、危急の場合に地下街又は準地下街へのガスの供給を防災センターにおいて直ちに遮断することができる緊急ガス遮断装置を設けること。

第9節 維持管理

(見通しを妨げる広告物等の制限)

第31条 地下道には、誘導灯及び案内板の見通しを妨げる広告物、看板等を設けないものとする。

(地下道の管理者)

第32条 地下道(第2条第1号イに掲げるものを除く。)は、国若しくは地方公共団体又はこれに準ずる機関が管理するものとする。

(管理規程)

第 3 3 条 地下街又は準地下街の設置者は、当該施設を使用するに先立ち、当該施設に関する管理規程を定めるものとする。

2 前項の管理規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 地下道に関する事項

- ア 供用時間等に関する事項
- イ 防災及び保安に関する事項
- ウ 維持及び補修に関する事項
- エ 広告等の掲出に関する事項
- オ 禁止すべき行為に関する事項

(2) 店舗又は事務所等に関する事項

- ア 営業等に関する事項
- イ 防災及び保安に関する事項
- ウ 保健衛生に関する事項
- エ 建物の管理に関する事項

3 地下街又は準地下街の設置者は、第 1 項の管理規程を定める場合には、あらかじめ、近接又は隣接する地下街又は準地下街の管理者と協議するものとする。

4 地下街又は準地下街の設置者は、第 1 項の管理規程を定めた場合には遅滞なく協議会に届け出るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 0 年 3 月 1 0 日から施行する。

(既存の地下道等の取扱い)

2 この要綱の施行の際、現に存する地下道等であって、この要綱の定める基準に適合しないものについては、当該地下道等を設置する者は、当該地下道等を、この要綱に定める基準に適合させるため必要な改善を行うよう努めるものとする。

地下街の安心避難対策ガイドライン

平成26年4月 発行

国土交通省 都市局 街路交通施設課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

TEL:03-5253-8111 (代表)